

令和 6 年 度 版

業 務 概 要

< 令和 5 年 度 実 績 >

長崎こども・女性・障害者支援センター

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22

(代表) TEL 095-844-5132

FAX 095-844-1849

佐世保こども・女性・障害者支援センター

〒857-0034 佐世保市万徳町 10-3

(代表) TEL 0956-24-5162

FAX 0956-24-5087



こども・女性・障害者支援センターの概要

1	こども・女性・障害者支援センターの沿革	1
2	センターの支援内容	1
3	相談窓口の管轄区域	2
4	組 織	3
5	職員数	4
6	所在地	6
7	資 料	7

こども支援 [児童相談所]

児童憲章	1
() 児童相談所	
1 設置の目的	2
2 受け付ける相談の内容	3
3 相談業務の流れ	4
4 援助の種類と内容	5
5 他機関との関係	6
() 業務実績	
1 受付件数の年度推移	8
2 相談受付と処理の状況	10
3 相談別にみた問題の傾向	12
4 巡回相談	24
5 療育手帳	25
6 判定業務	26
7 児童福祉司等の指導	30
8 児童福祉施設等入所・通所・委託	31
9 里親制度に関すること	32
10 一時保護	35
() 統計資料	35

女性支援 [女性相談支援センター] [配偶者暴力相談支援センター]

() 女性相談について	
1 女性相談（女性支援事業）とは	1
2 女性相談の実施機関	2
3 相談業務の内容	2
4 相談支援の流れ	3

()	相談事業の概要	
1	相談件数等の推移	5
2	相談の内訳	7
3	保護命令取扱い件数の推移	10
4	事業	11
5	研修会の開催・講師派遣等	11

()	一時保護	
1	一時保護の推移	12
2	昨年度の状況	13
3	入所中の対応	15
4	女性自立支援施設への措置業務	17

身体障害者支援 [身体障害者更生相談所]

()	身体障害者更生相談所	
1	設置の目的	1
2	相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務	1
3	業務内容	2

()	業務実績	
1	相談判定業務	4
2	身体障害者手帳	9
3	巡回相談	12
4	地域リハビリテーション推進事業等会議関係	12
5	パーキング・パーミット交付実績	13
6	ヘルプマーク交付実績	13

()	身体障害者手帳所持者数（県障害福祉課調べ）	
1	障害別	14
2	等級別	14
3	年齢別・市町別	15
4	年齢別・障害別	16

知的障害者支援 [知的障害者更生相談所] [障害者権利擁護センター]

()	知的障害者更生相談所	
1	設置の目的	1
2	業務内容	1
3	相談判定業務と療育手帳交付事務	2

()	業務実績	
1	相談内容別取扱件数	3
2	判定件数・判定書等交付件数	3
3	福祉事務所別相談件数	4
4	判定書等文書対応件数（再掲）	4
5	年齢別判定件数	5
6	判定結果内訳	6

()	療育手帳所持者数（県障害福祉課調べ）	
1	年齢・障害程度別 全県計	8

2	市町別・程度別	9
3	市町別・年齢別	10
()	障害者権利擁護センター	
1	設置の目的	11
2	業務内容	11
3	対応状況等	11
4	研修会等	12

精神障害者支援・こころの健康保持増進

[精神保健福祉センター] [ひきこもり地域支援センター]

[高次脳機能障害支援センター]

()	精神保健福祉センター	
1	設置の目的	1
2	業務内容	1
()	業務実績	
1	企画立案	3
2	技術指導及び技術援助	3
3	人材育成（教育研修）	7
4	普及啓発	10
5	調査研究	11
6	精神保健福祉相談（外来診療を含む）	13
7	組織育成	20
8	精神医療審査会の審査に関する業務	22
9	自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定	23
10-1	心の健康づくり推進事業（こころの電話）	24
10-2	学校危機へのこころの緊急支援事業 （こころの緊急支援対策システム整備事業）	26
10-3	精神障害者社会参加促進事業	29
10-4	自殺総合対策事業	32
10-5	依存症関連事業	34
10-6	災害時こころのケア体制整備事業	41
10-7	精神保健福祉従事者の資質向上	43
10-8	ひきこもり地域支援センター	44
10-9	高次脳機能障害支援センター	50

こども・女性・障害者支援センターの概要

1. こども・女性・障害者支援センターの沿革

「こども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、平成19年4月に設置され、県の福祉保健行政の一翼を担っている。

「長崎こども・女性・障害者支援センター」は、長崎市内に設置していた「中央児童相談所」、「婦人相談所」、「長崎身体障害者更生相談所」、「長崎知的障害者更生相談所」と大村市内に設置していた「精神保健福祉センター」の5機関を統合。

「佐世保こども・女性・障害者支援センター」は、佐世保市内に設置していた「佐世保児童相談所」、「佐世保身体障害者更生相談所」、「佐世保知的障害者更生相談所」の3機関を統合し、配偶者暴力相談支援センターの機能を附置。

2. センターの支援内容

(1) こどもに関すること

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満のこどもに関する相談を受け付けている。市町にも相談窓口が設置されているが、センターでは専門的な知識や技術が必要とする事例に対応し、直接援助を行うほか、市町と連携しての支援も行っている。

(2) 女性に関すること

女性が抱えるさまざまな問題や男女を問わずDV被害者からの相談に対して、総合的な支援を行っている。電話や来所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援を行っている。

(3) 障害のある方に関すること

障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行っている。身体障害者手帳、療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談と、知的障害のある方へは、地域生活の相談支援等を行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、精神保健福祉手帳に関する相談、精神障害のある方へは、医療、保健及び福祉に関する相談、また交通事故などによって脳が傷ついておこる障害（高次脳機能障害）のある方への支援も行っている。

(4) こころの健康相談

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、日常生活やひきこもりでの悩み、家庭や職場などでの人間関係の悩み、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する悩み、精神科の病気にに関する悩みなど、「こころ」に関する相談を電話及び面接により行っている。

3 相談窓口の管轄区域

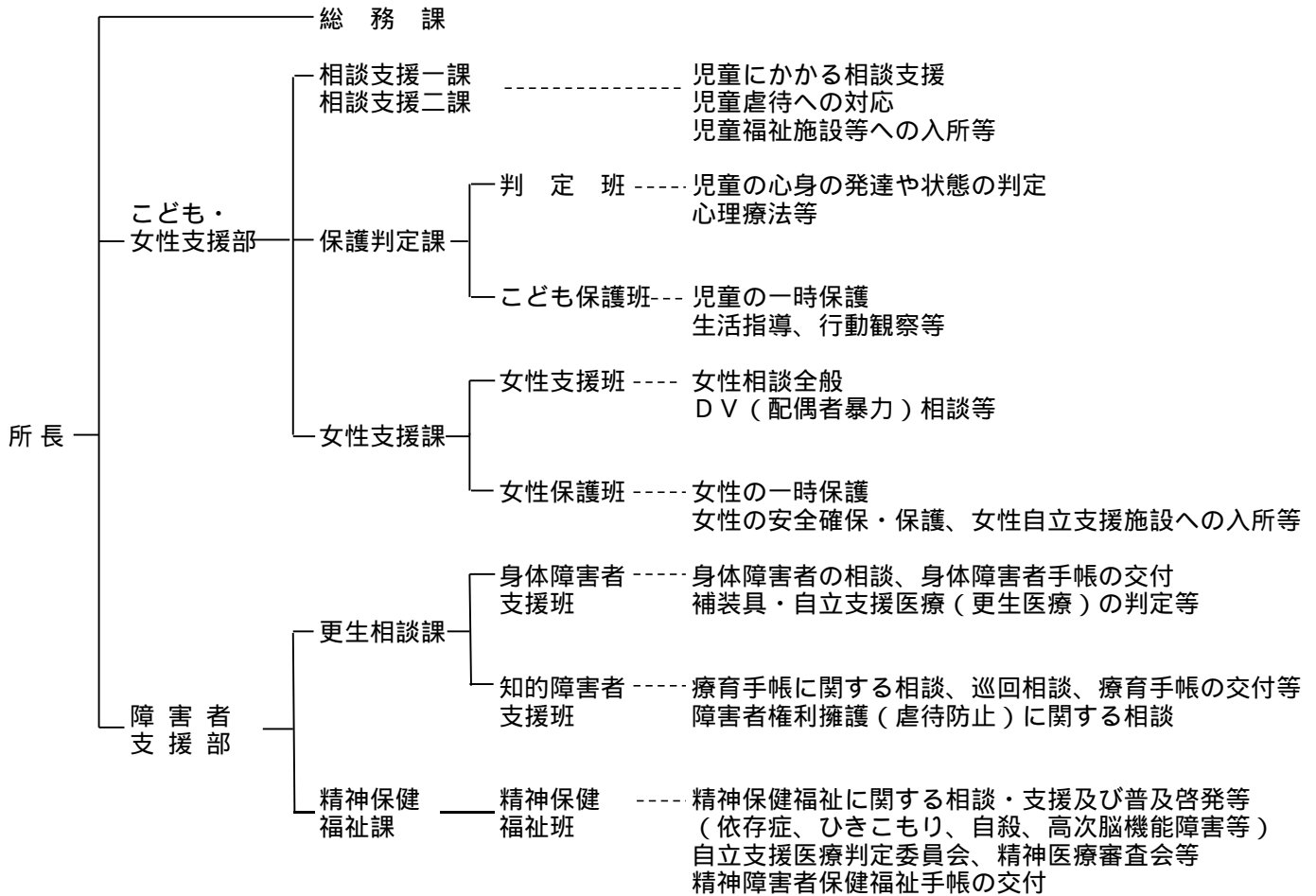
長崎こども・女性・障害者支援センタ…………… □

佐世保こども・女性・障害者支援センター… ■

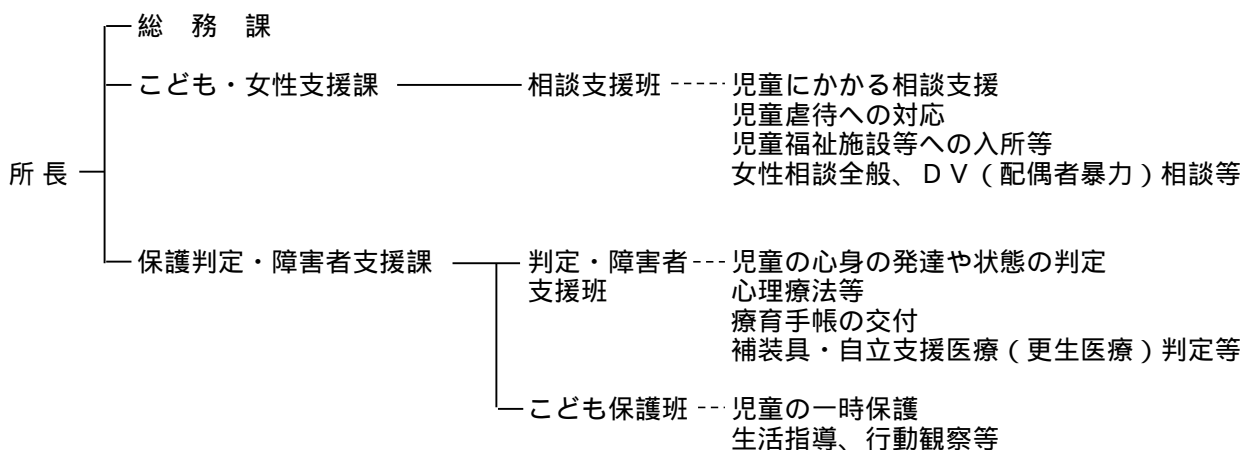
	「児童相談所部門 「こどもに関する相談」	「女性相談支援センター 「女性に関する相談」	「DV（配偶者暴力）相談 「女性に関する相談」	「配偶者暴力相談支援センター 「DV（配偶者暴力）相談」	「知的障害者更生相談所部門 「知的障害者更生に関する相談」	「障害者権利擁護センター 「障害者権利擁護に関する相談」	「精神保健福祉センター 「精神障害に関する相談」	「高次脳機能障害支援センター 「高次脳機能障害に関する相談」	「ひきこもり地域支援センター 「ひきこもりに関する相談」
長崎市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
島原市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
諫早市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
大村市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
五島市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
西海市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
雲仙市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
南島原市	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
西彼杵郡長与町	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
西彼杵郡時津町	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
南松浦郡新上五島町	□	□	□ ■	□	□	□	□	□	□
佐世保市	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
平戸市	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
松浦市	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
対馬市	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
壱岐市	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
東彼杵郡東彼杵町	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
東彼杵郡川棚町	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
東彼杵郡波佐見町	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
北松浦郡小値賀町	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□
北松浦郡佐々町	■	□	□ ■	■	□	□	□	□	□

4 . 組織

○長崎こども・女性・障害者支援センター



○佐世保こども・女性・障害者支援センター



5 職員数

○長崎こども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R6.4.1 現在

[illegible]

下段は児童福祉司任用有資格者数

障 害 者 支 援 部																														計	兼 務 保 健 所	長 崎 市 派 遣	所 属 計
部 長 (保)	次 長 (医)	更生相談課															精神保健福祉課																
		課 長 (社)	身体障害者支援班						知的障害者支援班						課 長 (作)	精神保健福祉班																	
			専門幹 (理)	係長 (保)	事 務	身体障害者福祉司 (社)	係長 (言)	作業療法士 任用 事務	嘱託 医	専門幹 (社)	係長 (社)	知的障害者福祉司	専門幹 (心理判定員)	係長 (心理判定員)		心理判定員 任用 心理判定員	嘱託 医	専門幹 (社)	係長 (社)	係長 (理)	係長 (言)	係長 (保)	社会福祉	保健 師	事 務	作業療法士	任用 事務						
1	1	1	1	1	1	1	[1]	[1]	3	10	1	1	1	[1]	[1]	[10]	1	1	1	1	1	2	2	2	1	3	1	2	44	[14]	1	144	

()内は職種の略

事 = 一般事務

社 = 社会福祉

医 = 医師

警 = 警部

保 = 保健師

理 = 理学療法士

作 = 作業療法士

言 = 言語聴覚士

運 = 運転士

SVはスーパーバイザーの略

会計年度任用職員
及び嘱託 54名

○佐世保こども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R 6.4.1現在

所 長 (社)	次 長 (事)	総務課				計
		課 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任用	
					事 務	
1	1	[1]	1	1	1	5

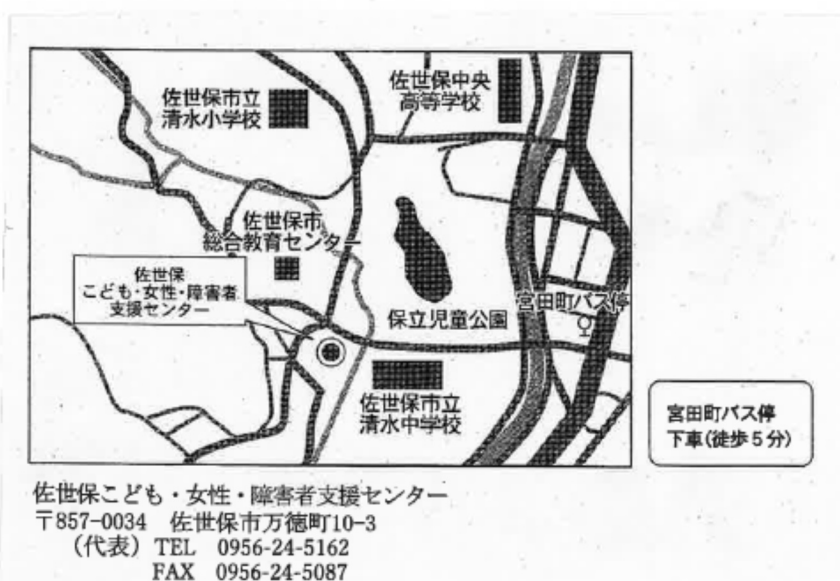
こども・女性支援課											計
課 長（社）	相談支援班										
	専門幹（社）SV	係長（社）SV	係長SV以外	児童福祉司	女性相談ケースワーカー	任用					
児童相談協力員						里親支援員	児童虐待安全確認業務員	女性相談支援員	事務		
1	2	1	1	11	1	1	1	1	1	22	
1	1	1	0	8	1						

下段は児童福祉司任用有資格者数

保護判定・障害者支援課												係 長 （保）	計	兼務 保健所	所 属 計
課 長 （社）	判定・障害者支援班					こども保護班									
	係 長 （社）	係 長 （理）	児童心理司	任用		嘱託医	専門幹（社）	係 長 （事）	児童指導員	任用					
				事 務	知的障害者判定 事務員					心理療 法担当 職員	宿日直業務員				
1	2	1	4	1	1	[7]	1	2	5	1	9	[1]	28	[10]	55

は会計年度任用職員及び嘱託 25 名

6 所在地



(2) 沿 革

中央児童相談所・長崎知的障害者更生相談所		女性相談支援センター		長崎身体障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
昭和 23.11 24. 8 28. 7	長崎市梅香崎町、済生会病院の一部を借用して中央児童相談所を発足 同上隣接地に庁舎新築 長崎市橋口町21番22号に庁舎新築移転	昭和 32. 4. 1 32. 7.27	「売春防止法」施行 「長崎県婦人相談所の名称位置及び管轄区域を定める条例」施行 「長崎県婦人相談所」を長崎市東中町40番地（長崎県社会福祉協議会内）に開設 長崎市立山町旧県庁舎内に移転 長崎市東中町40番地の新庁舎に移転 「長崎県婦人保護施設設置条例」公布	昭和 27. 2 28. 7	昭和26年長崎県条例第55号により、県下全域を管轄として長崎県身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足 長崎市竹の久保町387番地に移転		
37. 4	2係1室制施行 （庶務係、相談判定係、児童福祉司室）	32,12.10 33. 5. 7 33. 7.10		35.10	長崎精神薄弱者更生相談所を併設発足	昭和 40. 6.30	精神衛生法の改正に伴い、精神衛生センター設置が規程される
39. 4	組織改正3課制 （庶務課、相談調査課、判定指導課）					44.10. 1	長崎県精神衛生センターを諫早市栄田町26-49に設置（専任職員3名・所長兼任）
41. 4	長崎精神薄弱者更生相談所を所内に移転併設			41. 4	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設	54. 4. 1	所長が専任となる
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係			48. 4	佐世保身体障害者更生相談所の設置に伴い名称を長崎身体障害者更生指導所と変更し管轄区域を改正	59. 4. 1	精神衛生相談専用の「こころの電話」設置
46. 5	庁舎全面改築竣工			56. 9	長崎市茂里町3番24号に新築移転	63. 7. 1	精神保健法に改正、「精神保健センター」に改称
58. 5	テレホン相談開設					7. 7. 1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正、「精神保健福祉センター」に改称
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係					9. 4.. 1	大村市西三城町12（旧大村保健所）へ移転
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 13.10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）機能を指定	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	14. 4. 1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、業務拡充 法32条通院医療費受給者証の交付 法45条の精神障害者保健福祉手帳の交付 精神医療審査会業務
11. 4	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	14. 4. 1		18. 4	身体障害者更生指導所の廃止に伴い視覚障害者生活訓練を長崎身体障害者更生相談所に業務移管 地域支援強化のスタッフを配置		
平成 19.4	「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転						
19.7.1	障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置						
22.4.1	組織改正 2部6課制（総務課、こども・女性支援部（相談支援課、保護判定課、女性支援課（新設））、障害者支援部（更生相談課、精神保健福祉課））						
23.4.1	組織改正 障害者支援部 更生相談課（身体障害者支援班、知的障害者支援班）・精神保健福祉課（精神保健福祉班、高次脳機能障害者支援班）						
25.4.1	障害者支援部 更生相談課に「障害者権利擁護センター」を、精神保健福祉課に「ひきこもり地域支援センター」を設置						
31.4.1	組織改正 障害者支援部 精神保健福祉課 精神保健福祉班（1班体制）						
令和 2.4.1	組織改正 こども・女性支援部 相談支援課を相談支援一課、相談支援二課に（2課体制）						
6.4.1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行により「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に名称変更						

佐世保児童相談所		佐世保身体障害者更生相談所		佐世保知的障害者更生相談所	
昭和 23.11	佐世保市平瀬町、佐世保市役所の一室を借用して佐世保児童相談所を発足				
24. 5	同市平瀬町、長崎県佐世保出張所内に仮庁舎新築				
26. 2	同市上町に庁舎新築移転				
35.10	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を所内に併設			昭和 35.10	佐世保児童相談所内（佐世保市上町）に長崎県精神薄弱者更生相談所佐世保分室を開設
37. 4	2 係 1 室制施行 （庶務係、相談判定係、児童福祉司室）				
39. 4	組織改正 3 課制 （庶務課、相談調査課、判定指導課）				
41. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を佐世保精神薄弱者更生相談所として独立させ所内に併設			41. 4	同上分室が長崎県佐世保精神薄弱者更生相談所として分離独立
43. 4	組織改正 2 課 4 係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係				
48. 4	佐世保市万徳町10 - 3に新庁舎竣工移転	昭和 48. 4	長崎県身体障害者更生指導所より分離独立し、佐世保児童相談所の新庁舎竣工移転に合わせ、同児童相談所内（佐世保市万徳町10番 3 号）に佐世保身体障害者更生相談所を設置発足	48. 4	佐世保市万徳町に長崎県佐世保児童相談所・身体障害者更生相談所とともに新庁舎竣工移転
48. 6	佐世保身体障害者更生相談所を長崎より独立して所内に併設				
58. 5	テレホン相談開設	48. 6	業務開始		
61. 4	組織改正 2 課 3 係 1 班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係				
平成 6. 4	組織改正 2 課 1 係 3 班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	平成 11. 4	佐世保精神薄弱者更生相談所を佐世保知的障害者更生相談所に名称変更
平成19.4	佐世保こども・女性・障害者支援センターに統合				
21.4.1	組織改正 4 課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、こども保護判定課（判定班 こども保護班）、障害者支援課）				
令和 4.4.1	組織改正 3 課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、保護判定・障害者支援課（判定・障害者支援班 こども保護班））				
令和 5.5	敷地内に新庁舎竣工				

こども支援

[児童相談所]

児 童 憲 章

〔昭和 26 年 5 月 5 日宣言〕

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(I) 児童相談所

1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両こども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童（0～18 歳未満）のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成 16 年の 12 月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

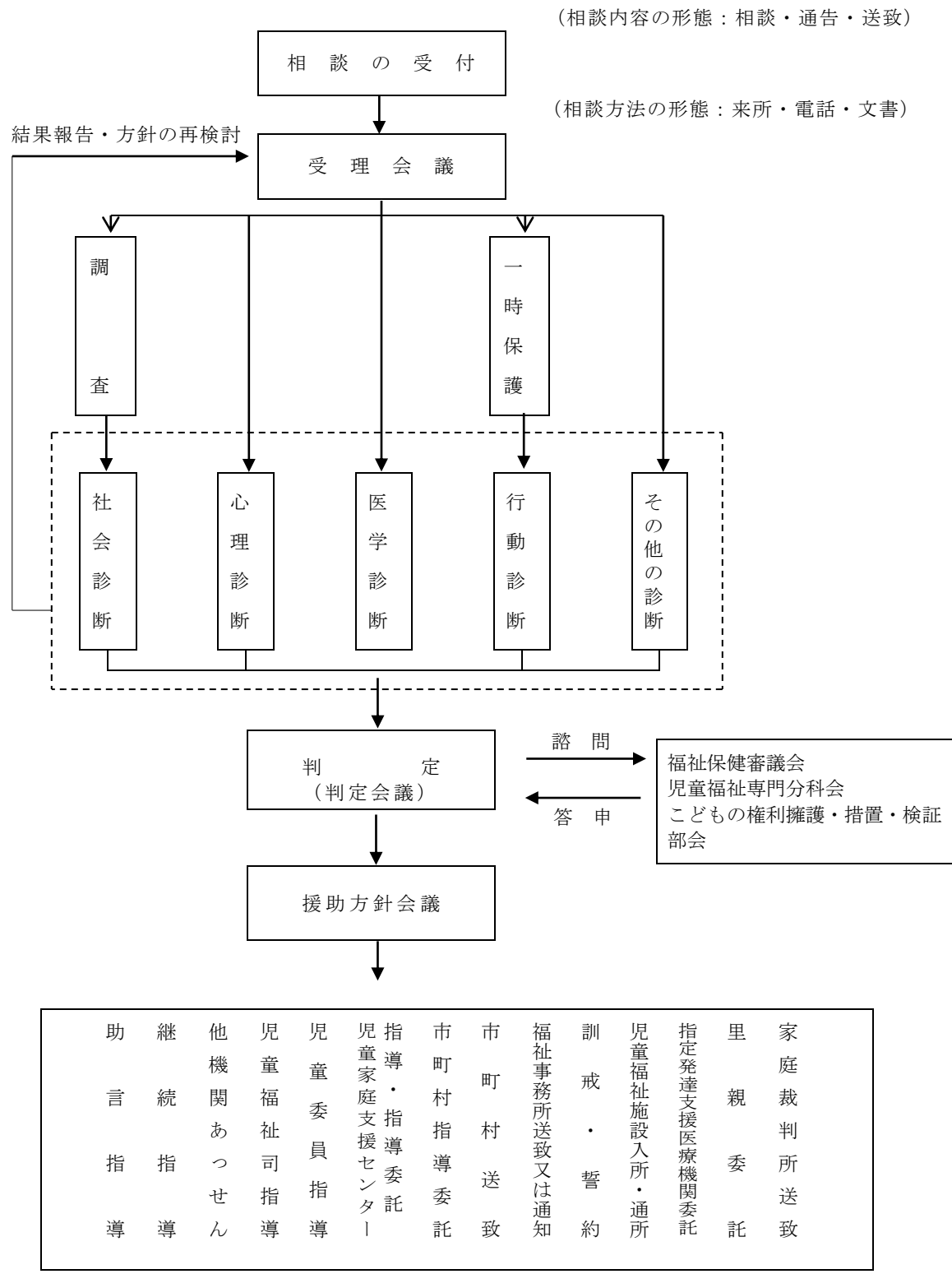
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

相 談 種 別		内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待	児童虐待の防止等に関する法律の第 2 条に規定する次の行為に関する相談（身体的虐待,性的虐待,心理的虐待,保護の怠慢・拒否）
	そ の 他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保 健	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等の視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談 *ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	重 症 心 身 障 害	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 *受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育 成 相 談	性 格 行 動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 *非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談に分類する
	適 性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
そ の 他		上記のいずれにも該当しない相談

3 相談業務の流れ



4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

援 助 の 種 類	内 容
助 言 指 導	1～3回程度の助言、指示等による指導対応を行うこと
継 続 指 導	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を、少なくとも数回以上にわたって継続実施すること
他 機 関 あ っ せ ん	他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等他の機関に移管、あっせんすること
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること
児童家庭支援センター指導・指導委託	児童家庭支援センターの職員に指導させる又は、児童家庭支援センターに指導を委託すること
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し、指導するもの
福祉事務所送致又は通知	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障害に関するもので、社会福祉主事や知的障害者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること
訓 戒 ・ 誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止すること
児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所	家庭養護のできない児童や障害のある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと
指定発達支援医療機関委託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育を委託すること
里 親 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること
家庭裁判所送致	非行相談について、家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること
そ の 他	上記のいずれにも該当しない処遇

5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関 係 機 関 名	関係機関から児童相談所へ
・家庭調査および児童、保護者指導の依頼 ・巡回相談等の協力依頼 ・助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致	福 祉 事 務 所 (家庭児童相談室)	・要保護児童の送致 ・児童の判定、指導依頼 ・指導措置委託後の報告
・家庭調査および児童、保護者指導の依頼	児 童 委 員 (主任児童委員)	・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
・児童、保護者指導の依頼及び指導措置委託	児童家庭支援センター	・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
・保健指導依頼	保 健 所	・障害児等の判定、指導依頼
・児童の一時保護委託 ・児童の搜索依頼 ・立入調査への援助依頼 ・児童虐待への対応における情報共有	警 察 署	・触法、ぐ犯行為等児童の通告 ・棄児、迷い子等、要保護児童の通告 ・児童虐待への対応における情報共有
・少年法の適用が必要な児童の送致 ・強制的措置の申請 ・施設入所に伴う承認申請 ・後見人の選任、解任の請求 ・親権喪失・停止宣告の請求	家 庭 裁 判 所	・児童福祉法の措置を求める児童の送致 ・保護処分（児童自立支援施設、児童養護施設送致）による児童の送致
・児童の施設入所措置 ・措置後の指導	児 童 福 祉 施 設	・入所児童の判定、指導依頼 ・措置の解除、変更等の届
・児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力 ・巡回相談等の協力依頼 ・障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合の15歳以上の障害児の通知 ・児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託 ・市町での対応が可能な事案の送致	市 町	・児童相談のうち専門的知識及び技術を要するものについての技術的援助及び助言の依頼 ・児童相談のうち医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定を要するものについての判定依頼 ・要保護児童の送致 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の依頼 ・障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合の15歳以上の障害児の判定依頼 ・指導措置委託後の報告
・障害児等の援助依頼	保 育 所 幼 稚 園 認 定 こ ど も 園	・通園児童の判定、援助依頼
・児童に関する調査および指導依頼 ・児童の健全育成指導	学 校	・要保護児童の相談、通告 ・児童の判定、指導依頼
・適正就学の依頼	教 育 委 員 会	・障害児等の判定、指導依頼
・非行防止活動への参加	少 年 セ ン タ ー	・児童の判定、指導依頼

附 他機関・団体等への協力（講演・研修等）

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、地域における児童問題への関心はいっそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応じているところである。

注）・「機関は」P28の「他機関との関係」による
・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)			
児童委員(主任児童委員)	2		2
保健所			
警察署	1	1	2
家庭裁判所	1		1
児童福祉施設	2		2
市 町			
保育所・幼稚園			
学校	2	1	3
教育委員会	1		1
少年センター			
その他	6	2	8
計	15	4	19

(Ⅱ)業務実績

1 受付件数の年度推移

令和5年度の相談受付総件数は6,820件で、前年度に比して698件増加した。

※テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用電話による相談窓口で対応した相談である。なお、テレフォン相談は、令和3年度末で廃止した。

図1 児童相談所別受付件数

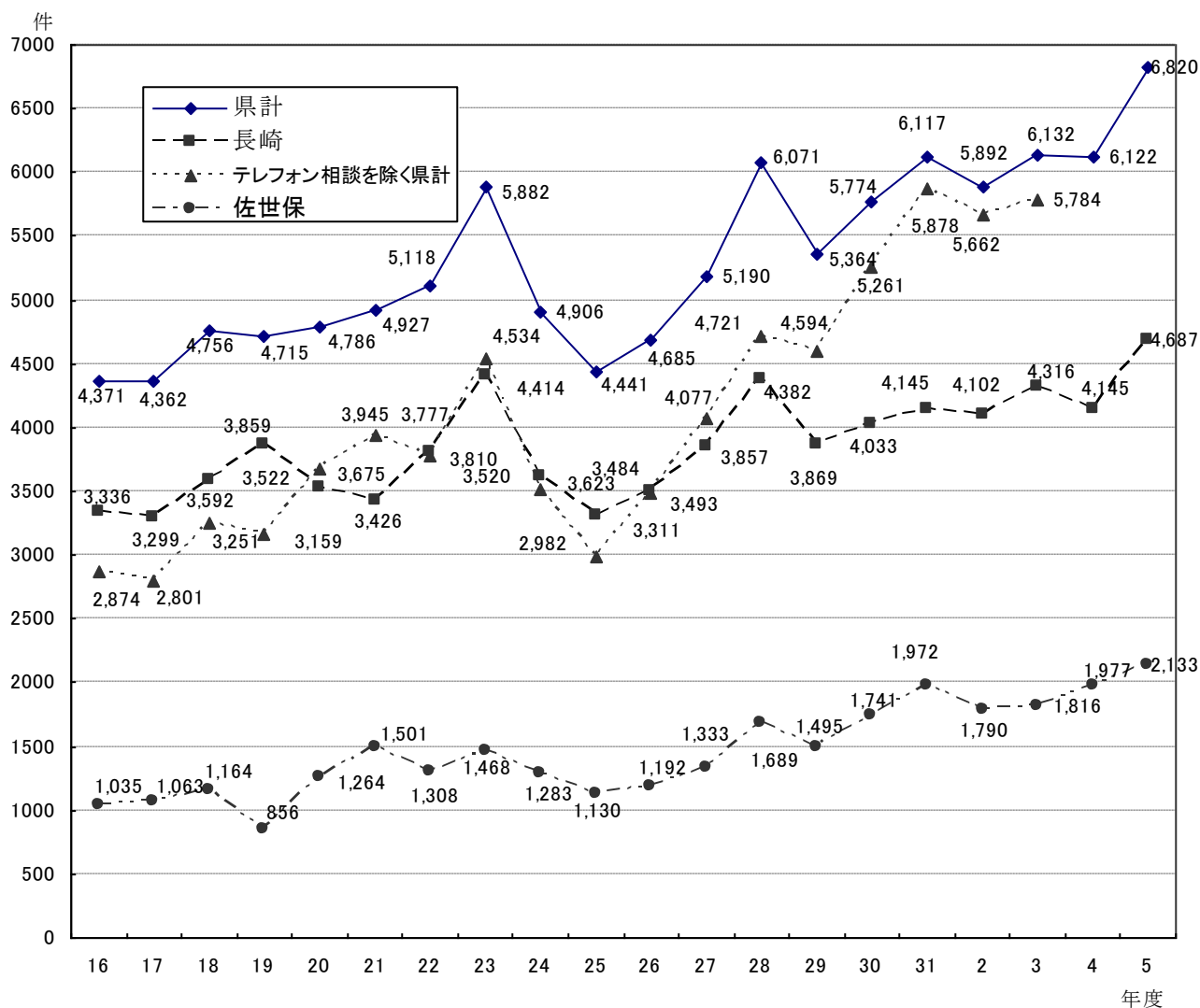
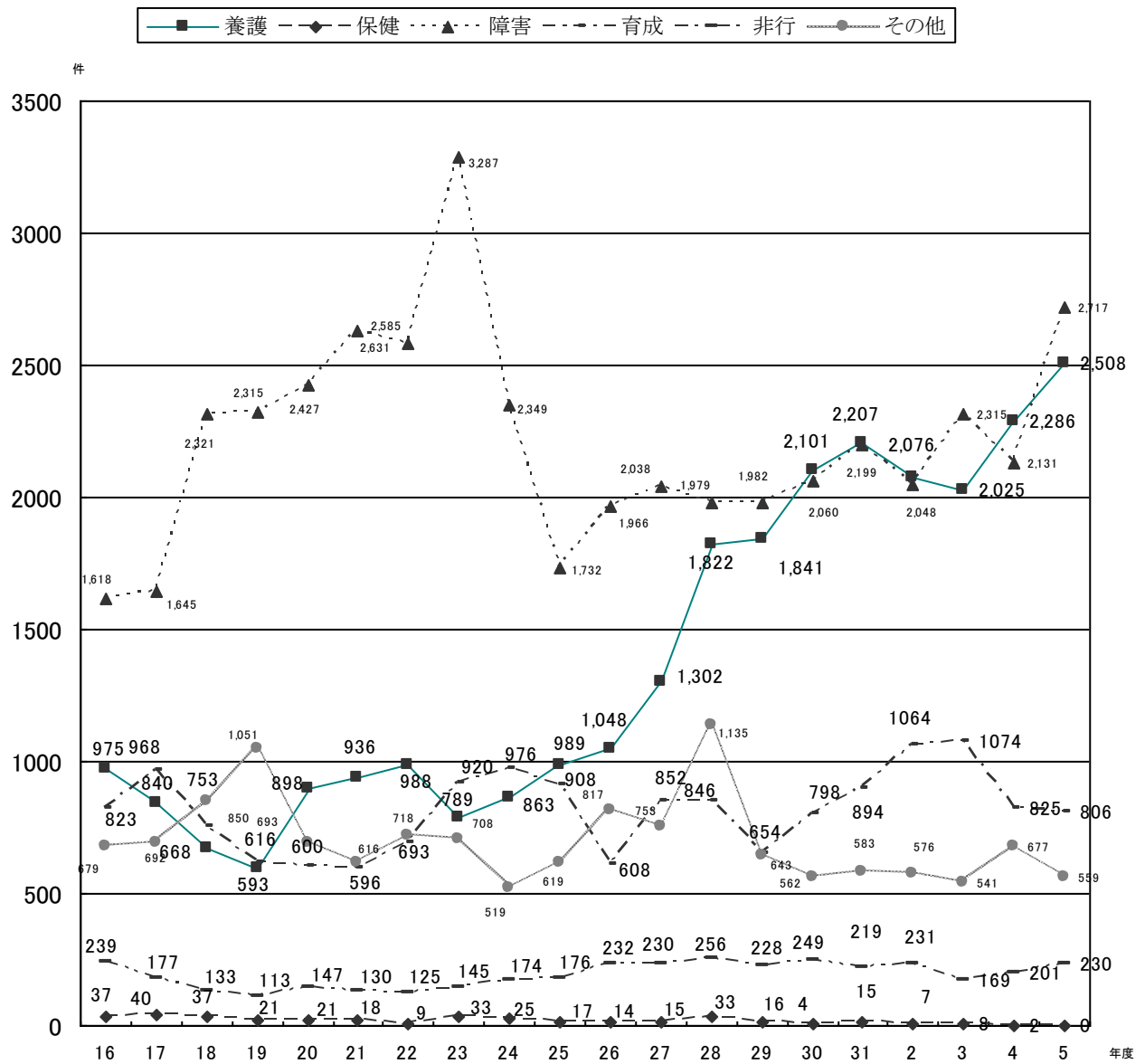


図2 相談内容別受付件数

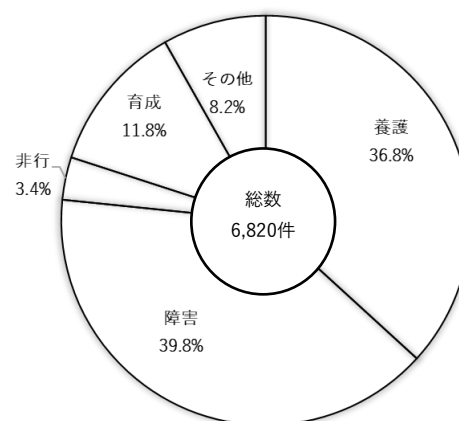


2 相談受付と処理の状況（令和5年度）

（1）相談別受付

相談受付の総件数は6,820件で、前年度の6,122件に比べ698件増加した。相談種別で見ると、障害相談が39.8%（2,717件）で最も多く、ついで養護相談が36.8%（2,508件）、育成11.8%（806件）非行3.4%（230件）となっている。

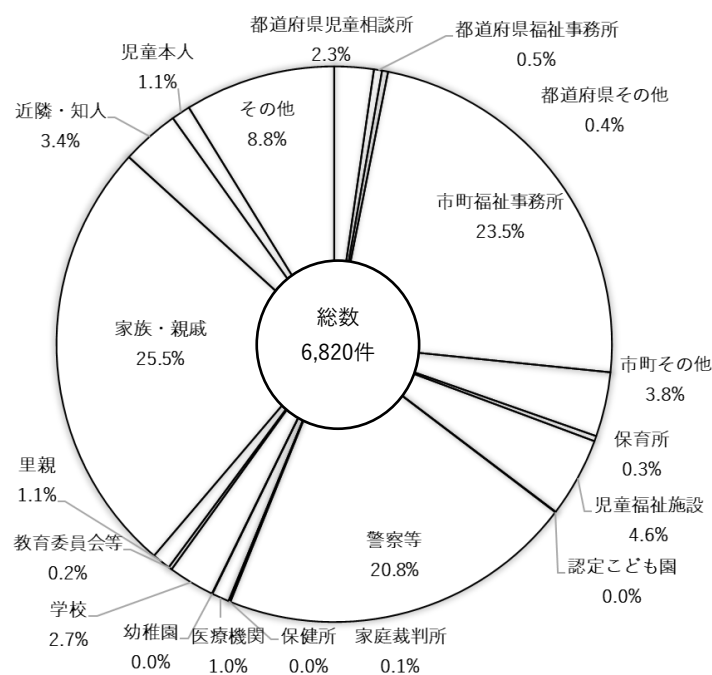
	長 崎	佐世保	計
養 護	1,634	874	2,508
保 健			
障 害	1,986	731	2,717
非 行	138	92	230
育 成	532	274	806
そ の 他	397	162	559
計	4,687	2,133	6,820



（2）経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く25.5%（1,741件）を占めている。

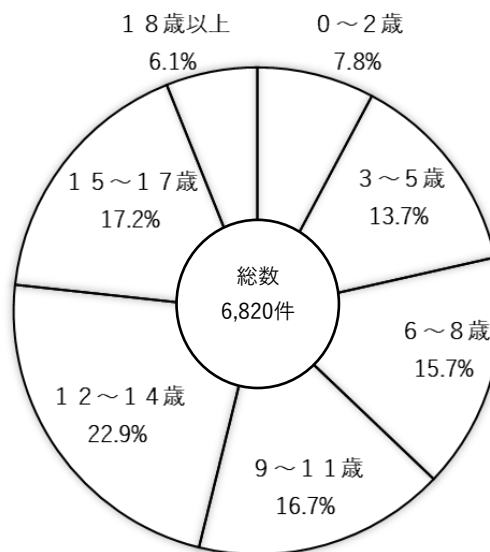
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	92	64	156
	福祉事務所	15	17	32
	保健センター			
	その他	24		24
市町	福祉事務所	1,124	479	1,603
	児童委員			
	保健センター			
	その他	132	124	256
保育所		14	7	21
児童福祉施設		220	96	316
指定発達支援医療機関				
児童家庭支援センター				
認定こども園		2		2
警察等		1,005	411	1,416
家庭裁判所		4	3	7
保健所			1	1
医療機関		43	26	69
幼稚園			2	2
学校		118	66	184
教育委員会等		9	5	14
里親		43	30	73
児童委員（通告仲介含む）				
家族・親戚		1,245	496	1,741
近隣・知人		135	95	230
児童本人		45	30	75
その他		417	181	598
計		4,687	2,133	6,820



(3) 年齢別受付

児童についての相談は 12～14 歳の児童に関する相談が 22.9% (1,559 件) で最も多い。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	378	153	531
3～5歳	686	247	933
6～8歳	762	306	1,068
9～11歳	775	366	1,141
12～14歳	1,053	506	1,559
15～17歳	764	410	1,174
18歳以上	269	145	414
計	4,687	2,133	6,820

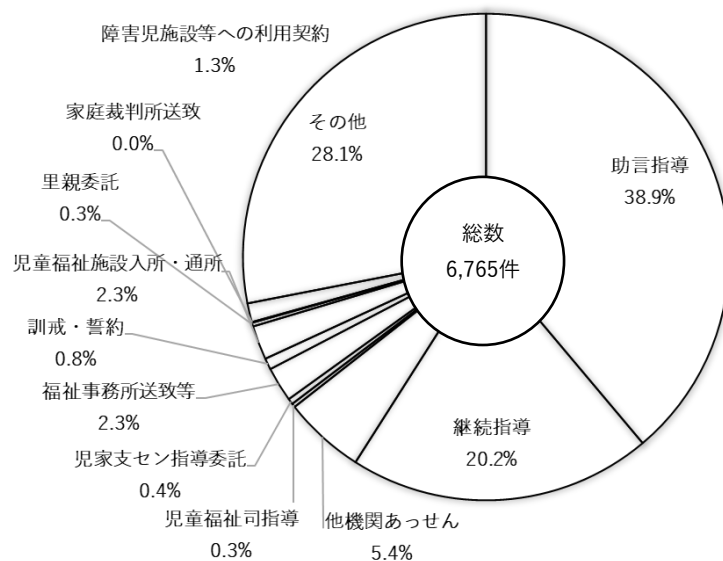


(4) 処理

前年度未処理分を含め、令和5年度中に処理した件数は 6,765 件である。

比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が 38.9% (2,629 件) で最も多く、続いて「継続指導」が 20.2% (1,364 件) となっている。

	長崎	佐世保	計
助言指導	1,747	882	2,629
継続指導	858	506	1,364
他機関あっせん	246	120	366
児童福祉司指導	12	5	17
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導委託	26		26
市町村送致等		28	
福祉事務所送致等	128		156
訓戒・誓約	38	13	51
児童福祉施設入所・通所	111	42	153
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	14	3	17
家庭裁判所送致	3		3
障害児施設等への利用契約	69	16	85
その他	1,398	500	1,898
計	4,650	2,115	6,765



3 相談別にみた問題の傾向

*各相談の受付件数は令和5年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和5年度中に処理した件数を計上している。

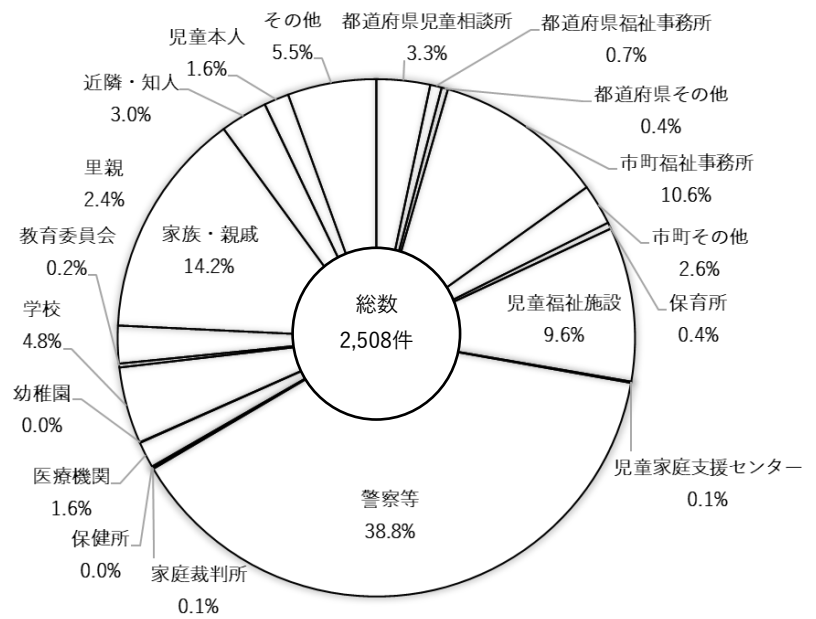
(1) 養護相談〔受付 2,508件 処理 2,449件〕

受付件数は前年度の2,291件と比べ217件増加している。

① 経路別受付

警察等からの通告が全体の38.8%で最も多く、続いて家族・親戚等からの相談が14.2%となっている。

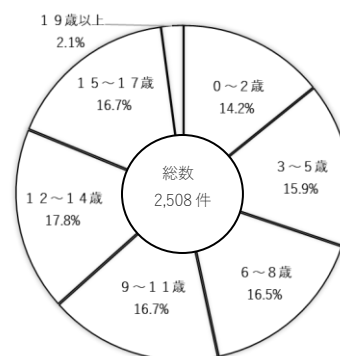
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	52	32	84
	福祉事務所	5	13	18
	保健センター			
	その他	10		10
市町	福祉事務所	148	119	267
	児童委員			
	保健センター			
	その他	23	41	64
保育所		7	3	10
児童福祉施設		167	75	242
指定発達支援医療機関				
児童家庭支援センター		2		2
認定子ども園				
警察等		687	285	972
家庭裁判所		2	1	3
保健所			1	1
医療機関		27	14	41
幼稚園			1	1
学校		80	40	120
教育委員会		5	1	6
里親		31	28	59
児童委員（通告仲介含む）				
家族・親戚		237	119	356
近隣・知人		36	38	74
児童本人		24	15	39
その他		91	48	139
計		1,634	874	2,508



② 年齢別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	251	105	356
3～5歳	284	116	400
6～8歳	256	158	414
9～11歳	267	153	420
12～14歳	277	169	446
15～17歳	262	157	419
18歳以上	37	16	53
計	1,634	874	2,508



③ 理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約 51.7%を占めている。

処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながることが多いが、面接指導や関係機関による支援で解決に導かれるケースも少なくない。

※「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措置延長に関する処理によるものが多い。

理由 処 理 児相		家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他 ※	計
						虐待	その他		
児童福祉 施 設 に 入 所	長 崎				16	34	7	21	78
	佐世保				3	10	4	11	28
	計				19	44	11	32	106
里親委託	長 崎					2	2	7	11
	佐世保						1	2	3
	計					2	3	9	14
面接指導	長 崎	1	2		73	721	141	357	1, 295
	佐世保	4			39	310	81	302	736
	計	5	2		112	1, 031	222	659	2, 031
その他	長 崎				8	155	4	45	212
	佐世保	1			5	33	5	42	86
	計	1			13	188	9	87	298
合計	長 崎	1	2		97	912	154	430	1, 596
	佐世保	5			47	353	91	357	853
	計	6	2		144	1, 265	245	787	2, 449

※「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
4		23	2	1	50		
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	787
26	63	137	46			435	

④ 長崎県における児童虐待相談の処理状況

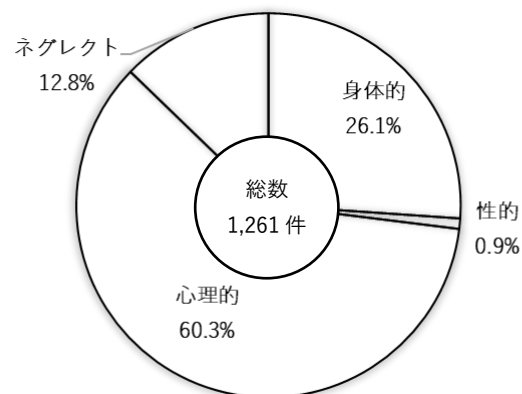
1) 児童相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター）

ア 相談種類

令和5年度は1,261件で、前年度の1,084件に比べ177件増加し、過去最多となっている。

内容は、心理的虐待が全体の60.3%で最も多く、次に身体的虐待26.1%、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）12.8%、性的虐待0.9%となっている。

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H24年度	76	11	90	88	265
H25年度	98	9	84	138	329
H26年度	98	10	84	109	301
H27年度	127	24	134	210	495
H28年度	163	21	243	238	665
H29年度	149	10	301	170	630
H30年度	196	11	486	205	898
R1年度	241	21	491	300	1,053
R2年度	245	14	585	174	1,018
R3年度	225	13	585	151	974
R4年度	259	14	648	163	1,084
R5年度	329	11	760	161	1,261

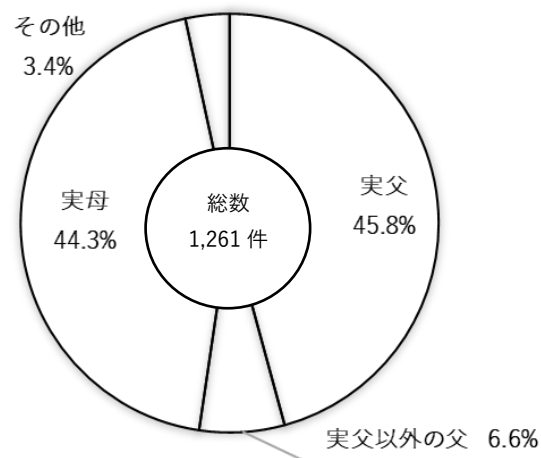


※R5年度は速報値

イ 主たる虐待者

実父が一番多く45.8%となっている。次いで実母が44.3%となっており、実の両親が全体の90.1%を占めている。

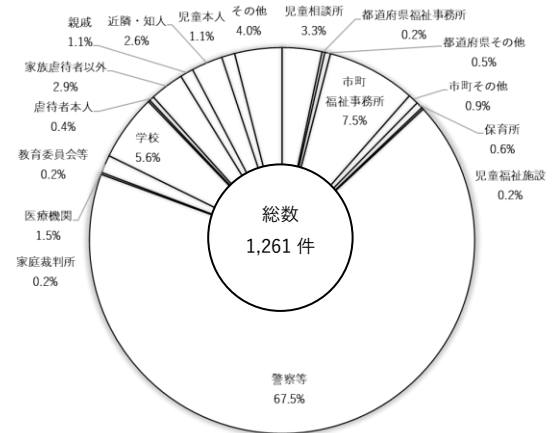
年 度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H24年度	67	35	149	4	8	263
H25年度	74	24	215	4	12	329
H26年度	82	26	158	3	32	301
H27年度	145	31	277	1	41	495
H28年度	209	56	349	3	48	665
H29年度	285	43	289	4	9	630
H30年度	455	70	359	5	9	898
R1年度	504	80	446	5	18	1,053
R2年度	482	69	421	8	38	1,018
R3年度	453	82	422	4	13	974
R4年度	549	107	390	1	37	1,084
R5年度	577	83	558	0	43	1,261



ウ 相談経路

警察等からの相談が全体の 67.5%を占めている。ついで市町福祉事務所からの相談 7.5%、学校 5.6%、他の児童相談所が 3.3%となっている。また、近隣・知人からの相談も 2.6%となっており、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

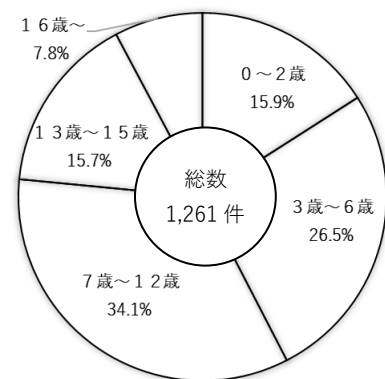
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児 童 相 談 所	29	27	39	35	45	69	81	54	62	42
都道府県	福祉事務所	4	6	1	1	4	1	4	1	3
	保健センター									
	そ の 他	3	11	4	4	55	15	6		6
市町	福祉事務所	49	92	133	87	113	92	103	80	94
	児 童 委 員	1	3		2					
	保 健 セ ン タ ー			2			1	1		
	そ の 他	11	34	17	15	19	46	24	14	11
保 育 所	4	3	7	5	9	8	4	3		7
児 童 福 祉 施 設	1	3	2	6		3	3	6	3	2
指定発達支援医療機関			1							
児童家庭支援センター	1						2			
認 定 こ ど も 園			10		1	3	4			
警 察 等	68	95	195	273	425	509	464	483	692	851
家 庭 裁 判 所			1							2
保 健 所			1						2	
医 療 機 関	14	8	10	5	14	27	13	10	16	19
幼 稚 園			2	4		1	10			
学 校	20	58	54	46	67	54	63	75	75	70
教 育 委 員 会 等			2		9	7	6	8	3	2
里 親		1								
児 童 委 員 (虐待の仲介を含む)						3			1	
家族	虐待者本人	7	8	9	13	15	4	16	3	5
	虐待者以外	20	33	50	28	43	29	40	11	26
親 戚	13	20	19	13	31	36	23	21	15	14
近 隣 ・ 知 人	35	67	59	57	47	51	37	29	26	33
児 童 本 人	11	17	11	3	4	9	17	8	9	14
そ の 他	14	11	31	33	51	38	102	136	55	50
計	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	1,261



エ 被虐待児の年齢

学齢前児童が全体の 42.4%を占めている。抵抗する力が乏しい低年齢の場合、死亡等重大な結果につながる危険性が高く、迅速かつ的確な対応が必要である。

年度	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・他	計
H26 年度	43	56	113	58	31	301
H27 年度	54	87	198	101	55	495
H28 年度	116	144	239	109	57	665
	0歳～2歳	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～	
H29 年度	114	130	250	93	41	628
H30 年度	171	209	327	144	47	898
R1 年度	236	283	353	124	57	1,053
R2 年度	214	243	351	142	68	1,018
R3 年度	201	222	335	160	56	974
R4 年度	209	289	354	141	91	1,084
R5 年度	201	334	430	198	98	1,261



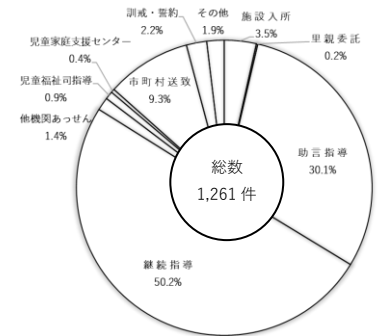
※平成 29 年度から表記を変更しています。

オ 措置内容別処理

施設入所が 44 件、里親委託が 2 件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了するケースが多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設入所	43	46	53	50	45	63	52	45	26	44
施設通所			1			1		1		
里親委託	11	5	7	6	1	5	3	3	3	2
助言指導	82	228	268	195	213	130	193	190	249	379
継続指導	126	150	260	314	572	711	639	589	649	633
他機関あっせん	13	34	20	11	32	50	30	35	34	18
児童福祉司指導	10	9	19	13	5	19	15	12	5	11
児童家庭支援センター	1		2	1		11	8	7	1	5
市町村送致				1		1		41	63	117
福祉事務所送致等				2	5	6	43			
訓戒・誓約	6	5	6	7	2	12	14	15	19	28
その他	9	18	29	30	23	44	21	36	35	24
計	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	1,261



2) 市町における児童虐待相談の状況

- ① 受理件数 917 件
- ② 相談種類（処理件数）

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
209	6	532	184	931

（2）保健相談〔受付 0 件 処理 0 件〕

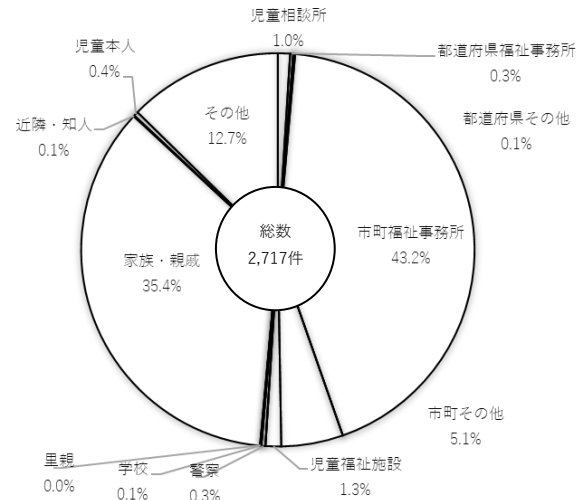
令和 5 年度は相談実績がなかった。

（3）障害相談〔受付 2,717 件 処理 2,731 件〕

① 経路別受付

総件数は、2,717 件で、市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度に伴う相談によるものである。

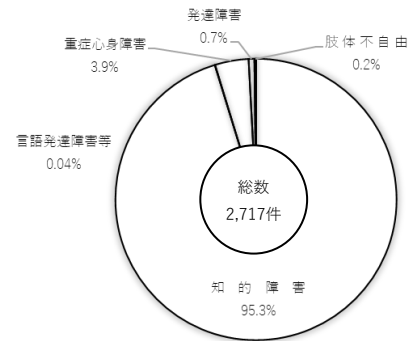
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	13	14	27
	福祉事務所	6	1	7
	保健センター	0	0	0
	その他	4	0	4
市町	福祉事務所	869	306	1,175
	保健センター	0	0	0
	その他	78	60	138
児童福祉施設		22	13	35
指定発達支援医療機関		0	0	0
警察		3	6	9
医療機関		0	0	0
幼稚園		0	0	0
学校		0	2	2
教育委員会		0	0	0
里親		1	0	1
家族・親戚		749	214	963
近隣・知人		0	2	2
児童本人		8	2	10
その他		233	111	344
計		1,986	731	2,717



② 内容別受付

知的障害相談が全体の 95.3%を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

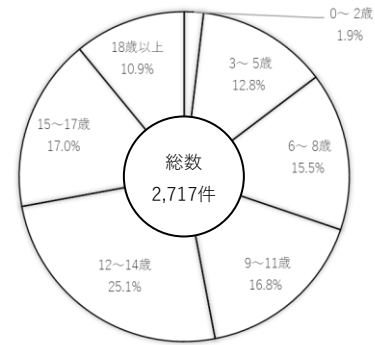
	長崎	佐世保	計
知的障害	1,882	706	2,588
言語発達障害等	1	0	1
重症心身障害	88	17	105
発達障害	11	7	18
肢体不自由	4	1	5
視聴覚障害	0	0	0
計	1,986	731	2,717



③ 年齢別受付件数

12歳～14歳までが最も多く 25.1%で、18歳以上については、18歳到達による他機関あつせんの相談が多いために、10.9%となっている。

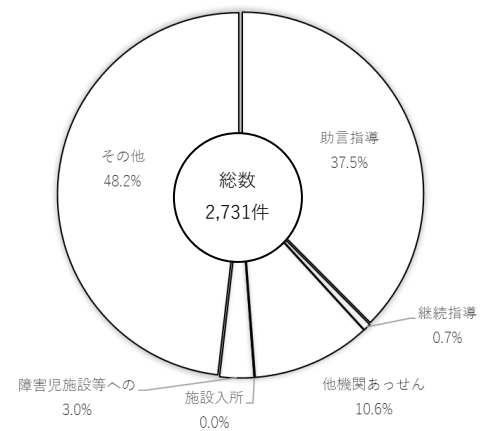
	長 崎	佐 世 保	計
0 ～ 2 歳	44	7	51
3 ～ 5 歳	262	86	348
6 ～ 8 歳	336	86	422
9 ～ 11 歳	323	133	456
12 ～ 14 歳	506	176	682
15 ～ 17 歳	311	150	461
18 歳 以 上	204	93	297
計	1,986	731	2,717



④ 処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ 証明書の発行、記載事項変更等である。

		長 崎	佐世保	計
面 接 指 導	助言指導	718	307	1,025
	継続指導	12	6	18
	他 機 関 あっせん	198	91	289
児 童 福 祉 司 指 導				
福 祉 事 務 所 送 致				
市 町 村 送 致				
施 設 入 所		1		1
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約		67	16	83
そ の 他		996	318	1,315
計		1,992	739	2,731

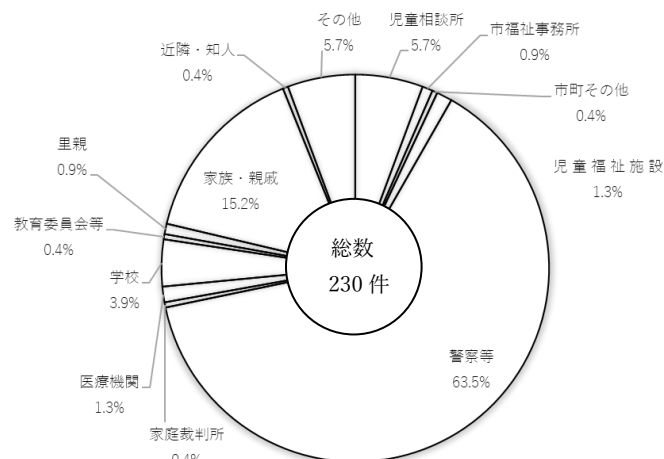


(4) 非行相談〔受付 230 件 処理 221 件〕

① 経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この2つで78.7%を占める状況である。

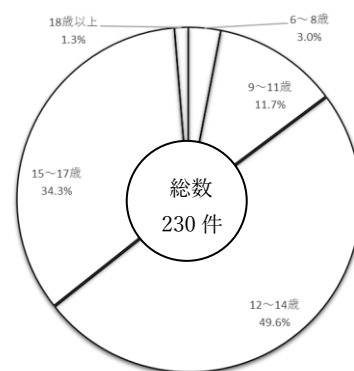
	長 崎	佐世保	計
児 童 相 談 所	9	4	13
県 福 祉 事 務 所			
市 福 祉 事 務 所	2		2
市 町 児 童 委 員			
市 町 そ の 他		1	1
児 童 福 祉 施 設	3		3
児童家庭支援センター			
警 察 等	95	51	146
家 庭 裁 判 所	1		1
保 健 所			
医 療 機 関	2	1	3
学 校	3	6	9
教 育 委 員 会 等		1	1
里 親	1	1	2
家 族 ・ 親 戚	18	17	35
近 隣 ・ 知 人		1	1
児 童 本 人			
そ の 他	4	9	13
計	138	92	230



② 年齢別受付

中学生以上の 12～17 歳が 83.9%で、思春期が大半を占めている。

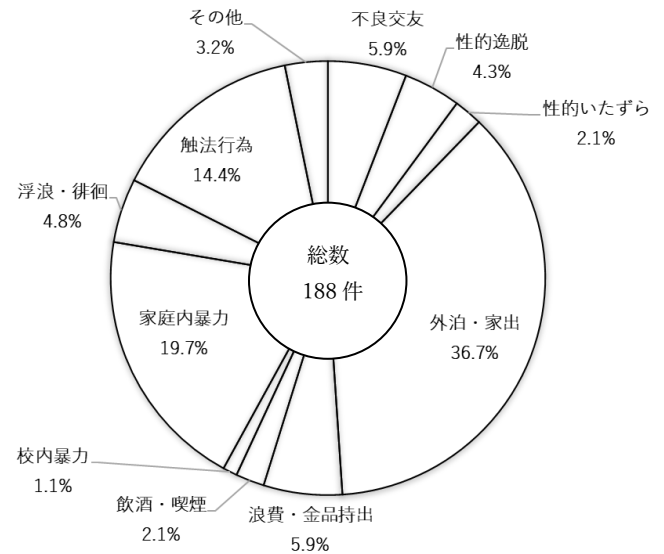
	長 崎	佐 世 保	計
3 ～ 5 歳			
6 ～ 8 歳	6	1	7
9 ～ 11 歳	15	12	27
12 ～ 14 歳	60	54	114
15 ～ 17 歳	56	23	79
18 歳 以 上	1	2	3
計	138	92	230



③ 理由別 (処理件数)

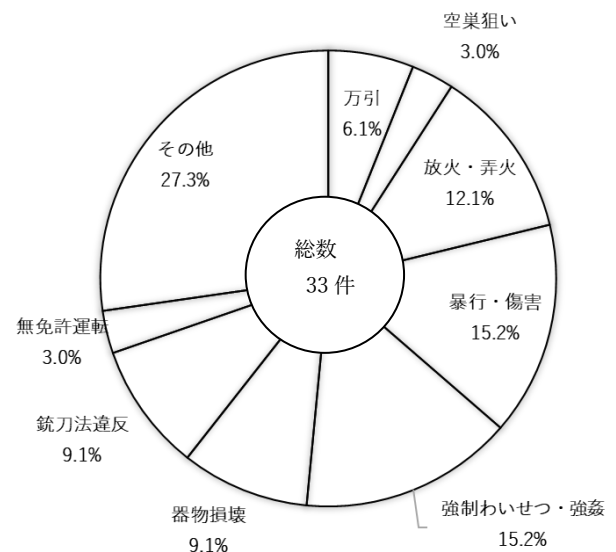
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 36.7%を占めている。次に家庭内暴力が 19.7%、続いて触法行為が 14.4%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長 崎	佐世保	計
不 良 交 友	11		11
性 的 逸 脱	6	2	8
性的いたずら		4	4
外 泊 ・ 家 出	45	24	69
浪 費 ・ 金 品 持 出	4	7	11
飲 酒 ・ 喫 煙	3	1	4
薬 物 使 用			
怠			
校 則 違 反			
校 内 暴 力	1	1	2
家 庭 内 暴 力	22	15	37
浮 浪 ・ 徘徊	7	2	9
触 法 行 為	15	12	27
そ の 他	5	1	6
計	119	69	188



触法行為等は、前年度と比べ7件増加した。多いのは強制わいせつ・強姦、暴行・傷害であり、つづいて放火・弄火となっている。

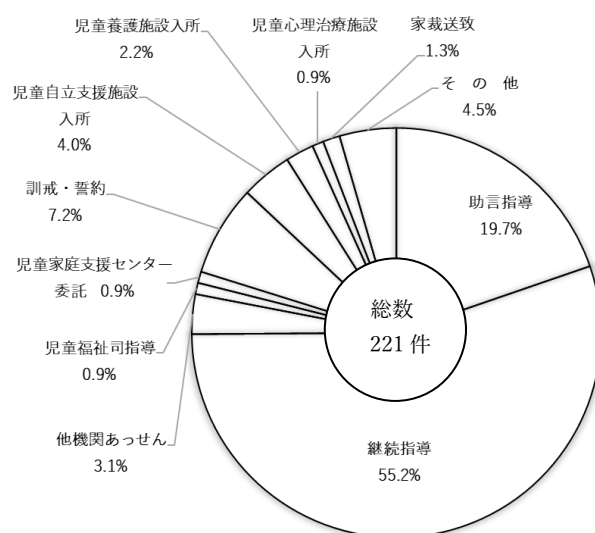
	長 崎	佐世保	計
万 引	1	1	2
乗 物 盗			
車 上 狙 い			
空 巢 狙 い		1	1
店舗・学校荒し			
ひ っ た く り			
置			
窃 盗 ・ そ の 他			
放 火 ・ 弄 火		4	4
暴 行 ・ 傷 害	3	2	5
恐 喝 ・ 脅 迫			
強制わいせつ・強姦	2	3	5
器 物 破 損	2	1	3
詐			
銃 刀 法 違 反	3		3
無 免 許 運 転		1	1
そ の 他	4	5	9
計	15	18	33



④ 処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものは助言指導（19.9%）で終結している。継続指導や児童福祉司指導、児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが57%、施設入所を要する深刻なものが7.1%である。

		長 崎	佐世保	計
指 面 導 接	助 言 指 導	28	16	44
	継 続 指 導	77	46	123
	他 機 関 あ っ せ ん	4	3	7
児 童 福 祉 司 指 導			2	2
児童家庭支援センター委託		2		2
訓 戒 ・ 誓 約		7	9	16
施 児 設 童 等 自 入 立 所 支 社 援 施 設	児童自立支援施設	6	3	9
	児童養護施設	2	3	5
	知的障害児施設			
	児童心理治療施設	1	1	2
	そ の 他 施 設			
児 童 福 祉 施 設 通 所				
家裁送致（27-1-4）		3		3
障 害 児 施 設 利 用 委 託				
そ の 他		4	6	10
計		134	87	221

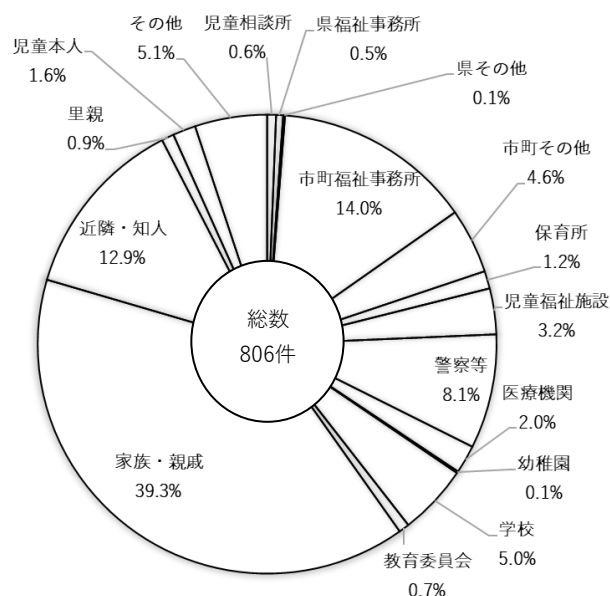


(5) 育成相談〔受付 806 件 処理 814 件〕

① 経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く、全体の 39.3% を占める。

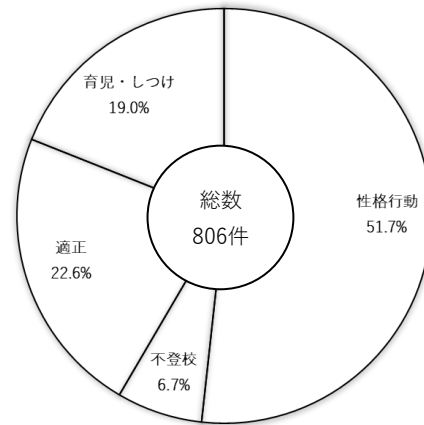
		長 崎	佐世保	計
児 童 相 談 所		2	3	5
県	福 祉 事 務 所	2	2	4
	そ の 他	1		1
市 町	福 祉 事 務 所	70	43	113
	児 童 委 員			
	保 健 セ ン タ ー			
	そ の 他	19	18	37
保 育 所		6	4	10
児 童 福 祉 施 設		18	8	26
児童家庭支援センター				
認 定 こ ど も 園				
警 察 等		51	14	65
医 療 機 関		10	6	16
幼 稚 園			1	1
学 校		26	14	40
教 育 委 員 会		4	2	6
家 族 ・ 親 戚		204	113	317
近 隣 ・ 知 人		72	32	104
里 親		6	1	7
児童委員（通告仲介含む）				
児 童 本 人		10	3	13
そ の 他		31	10	41
計		532	274	806



② 内容別受付

性格行動の相談が最も多く、全体の 51.7% を占めている。

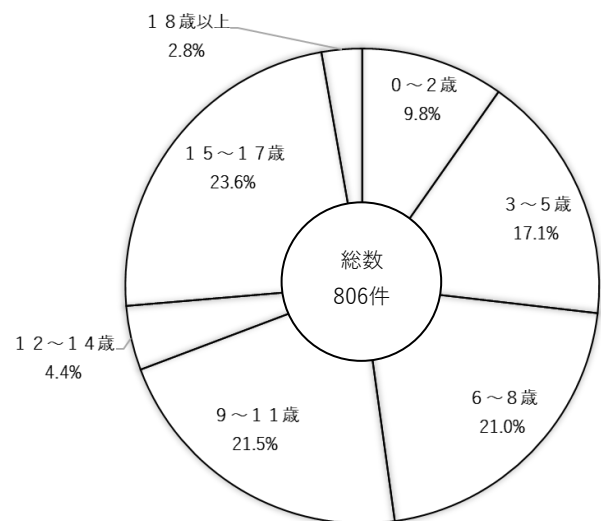
	長 崎	佐世保	計
性 格 行 動	290	127	417
不 登 校	32	22	54
適 性	116	66	182
育 児・し つ け	94	59	153
計	532	274	806



③ 年齢別受付

15～17 歳の相談が最も多く 23.6% を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

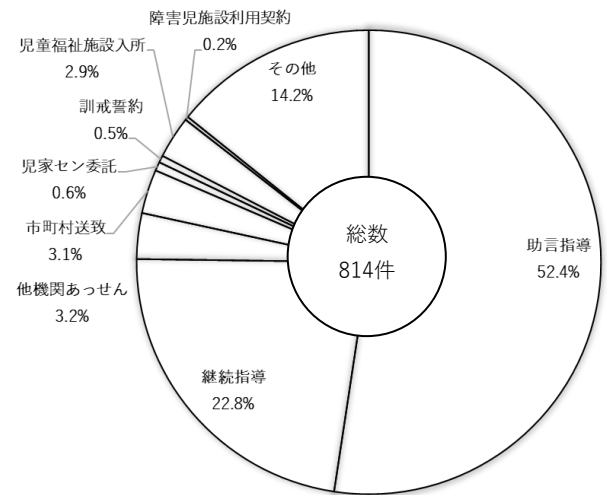
	長 崎	佐世保	計
0 ～ 2 歳	35	25	60
3 ～ 5 歳	76	29	105
6 ～ 8 歳	85	36	129
9 ～ 11 歳	103	41	132
12 ～ 14 歳	145	82	227
15 ～ 17 歳	75	57	132
18 歳以上	13	4	17
計	532	274	806



④ 処理別

助言指導が 52.4% を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより終結するものが多い結果である。

		長 崎	佐世保	計
面 接 指 導	助 言 指 導	277	150	427
	継 続 指 導	125	61	186
	他 機 関 あ つ せ ん	21	5	26
市 町 村 送 致		19	6	25
福 祉 事 務 所 送 致				
児 家 セ ン 委 託		5		5
訓 戒 誓 約		4		4
児 童 福 祉 施 設 入 所		17	7	24
児 童 福 祉 施 設 通 所				
里 親 委 託				
障 害 児 施 設 利 用 契 約		2		2
そ の 他		70	46	116
計		539	275	814



4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の（ ）内の数がその件数である。

令和5年度巡回相談実施件数

	一 巡 回 相 談	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査 事 後 指 導	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査 事 後 指 導	療 育 手 帳	計
長 崎 市							
島 原 市							
諫 早 市						1	1
大 村 市						1	1
五 島 市						15(15)	15(15)
西 海 市							
雲 仙 市							
南 島 原 市							
西 彼 杵 郡							
南 松 浦 郡						8(8)	8(8)
管 外						1	1
長 崎 支援センター計						26(23)	26(23)
佐 世 保 市							
平 戸 市							
松 浦 市							
対 馬 市						29(29)	29(29)
壱 岐 市						29(29)	29(29)
東 彼 杵 郡							
北 松 浦 郡							
管 外							
佐 世 保 支援センター計						58(58)	58(58)
県 計						84(81)	84(81)

注) () は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事（判定機関取扱）から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和5年度末現在における療育手帳所持者数は13,955名で、このうち18歳未満の児童は2,902名となっている。

令和5年度の判定件数は以下のとおりである。

令和5年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

	交 付 判 定							再 判 定							合 計
	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	
長 崎	27	41	97	174	39	10	388	88	73	80	111	12	1	365	753
佐世保	12	25	27	101	21	2	188	35	16	24	51	7	0	133	321
計	39	66	124	275	60	12	576	123	89	104	162	19	1	498	1074

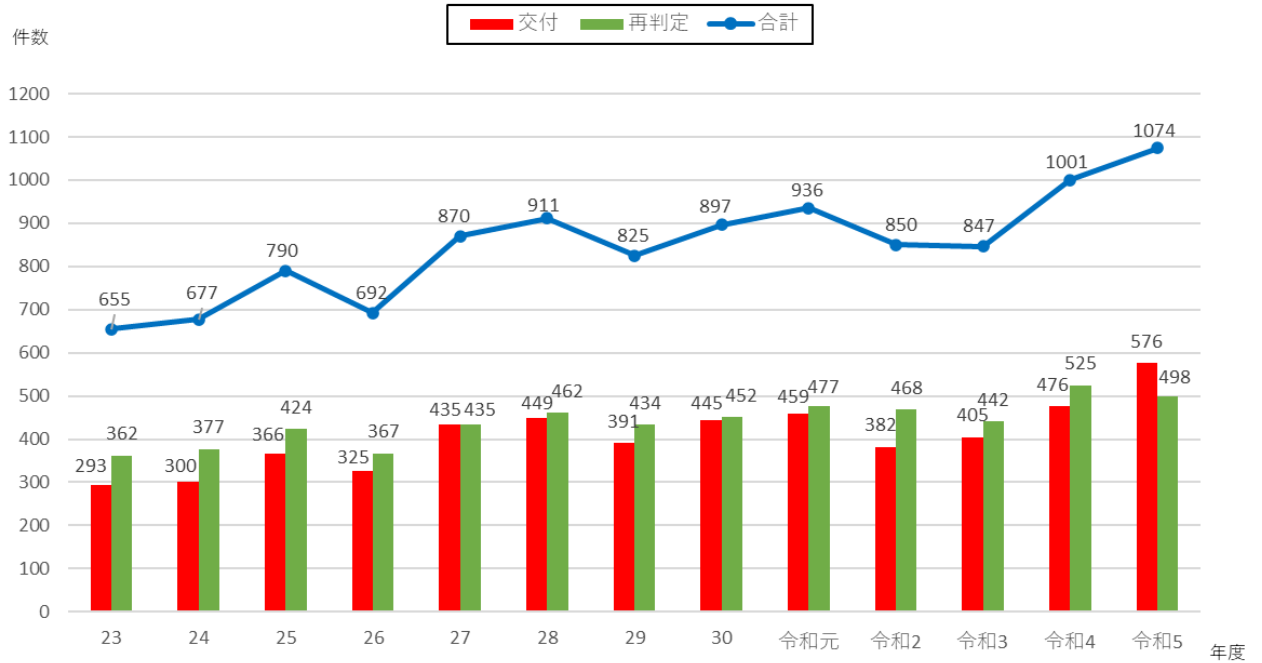
注）障害程度＝最重度：A1 重度：A2 中度：B1 軽度：B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

療育手帳の交付及び再判定の実施件数

年度		25	26	27	28	29	30	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
交 付	長 崎	237	211	306	325	281	291	305	245	275	346	388
	佐世保	129	114	129	124	110	154	154	137	130	130	188
	計	366	325	435	449	391	445	459	382	405	476	576
再 判 定	長 崎	302	274	326	342	317	323	341	338	315	387	365
	佐世保	122	93	109	120	117	129	136	130	127	138	133
	計	424	367	435	462	434	452	477	468	442	525	498
合計		790	692	870	911	825	897	936	850	847	1001	1074

療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移



6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

(1) 心理診断の目的

- ・ 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- ・ 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- ・ 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- ・ 療育手帳など福祉施策利用のための判定

(2) 心理検査

心理検査は、知能・発達検査（ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABC など）や人格検査（SCT、Y-G、描画テストなど）、その他親子関係や社会性の診断など様々な検査を実施している。

(3) 心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている（詳しくはP47表7を参照のこと）。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成16年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニング等を実施している。

（４）児童および保護者への支援プログラム

① 保護者等へのカウンセリング

＜目的＞

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

＜精神科医等への協力依頼事項＞

- ・ 被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・ 関係職員等への助言
- ・ 心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・ その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

＜実績＞

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第 1、第 3 月曜日午後、第 2 水曜日午後

イ 今年度実施状況

・ 実施回数	32 回
・ 対象児童	実人員 0 名
・ 対象保護者	実人員 21 名
・ 関係機関及び当所職員へのコンサルテーション	実人員 6 名
・ 実施延回数	78 回

カウンセリング実施回数別人員

回 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児 童											0 名
保護者	3	8	1	2	3	2	1	1			21 名
関係機関職員	6										6 名

ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。また、児童がカウンセリングを受けることにより、児童本人の情緒の安定による家族関係の変化や、より効果的な保護者への助言や支援につなげることができた。対象 21 名のうち 5 名は精神的安定が図れた等の改善が見られ終結に至り、5 名は中断となっている。残る 11 名については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1月曜日、第3水曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・実施回数 19回
- ・対象児童 実人員1名
- ・対象保護者 実人員8名
- ・実施延回数 38回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
児童			1										1名
保護者	2		3			1			1			1	8名

ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和5年度においては、9名を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等による終結が5名、残る4名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

② その他支援プログラム

＜目的＞

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルズ・トレーニング（社会生活技能訓練、以下 SST と表現）を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

＜事業の内容＞

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペアレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

＜事業の対象者＞

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

<実績>

【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、8 ケース（入所中 4 、在宅 4）の保護者 13 名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、63 人（関係者含む）であった。

実績としては、8 ケースの内、最終までプログラムを終えて終結したものが 5 ケース、次年度へ継続するものが 3 ケースである。

個別 SST の実施は 3 ケースで、すべてのケースが令和 5 年度で終結した。全体の実施延回数は 5 回である。一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 238 名、実施延回数 29 回である。

再非行防止プログラムについては、11 ケースで実施延回数 50 回である。

【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニング等の保護者支援プログラムは、6 ケース（入所中 2、在宅 4）の保護者延 46 名を対象として実施した。実績としては 6 ケースのうち、最終までプログラムを終えて終了したものが 2 ケース、保護者の受講意欲の低下などの理由から中断となったものが 3 ケース、来年度継続するものが 1 ケースである。

一時保護児に対する集団 SST は実人数 65 名、実施延人数 100 名である。

7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

令和5年度 取扱ケース数

区分 児相	児童福祉司	児童家庭支援 センター	市町	計
長 崎	12	26	0	38
佐 世 保	5	0	0	5
計	17	26	0	43

8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は32か所、入所定員1,305人(通所15人含む)である。令和6年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等を行っている総数は540人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は54人である。

令和5年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は91件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注) 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成18年度10月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

児童福祉施設(県内)等の対象と目的

施設の種類	施設目的及び対象者
乳児院	乳児(満1歳に満たない者)と種々の理由により特に必要のある場合には小学校就学前までの幼児を入院させて、これを養育する。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育する。
児童心理治療施設	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする児童を入所または通所させて治療を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児を入所により、これを保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	医療が必要な障害児を入所により、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれがある児童及び生活指導を要する児童を入所又は通所させてこれに必要な指導を行い自立を支援する。
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	家庭的な環境の下で、要保護児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

9 里親制度に関すること

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成 21 年 4 月の制度改正により、養育里親（一般の養育里親と専門里親）と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の 3 つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業は、住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成 24 年 3 月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和 6 年 3 月 31 日現在での委託率は 19.1%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

$$\text{※ 委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数}}$$

（１）令和５年度 里親及び委託児童数

	認定・登録里親数				児童委託里親数				委託児童数				
									里 親				ファミリーホーム
	前年度末	新規	削除	年度末	前年度末	新規	解除	年度末	前年度末	新規	解除・変更	年度末	年度末
長 崎	151	13	11	153	33	12	10	35	42	12	7	42	16
佐世保	61	3	6	59	17	2	5	14	21	2	7	16	6
計	212	16	17	212	50	14	15	49	63	14	14	58	22

（２）令和５年度里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

令和5年度 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童（長崎C管内）

		新規又は措置変更により 委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年 度 末 現 在 委 託 児 童 数
						解除								変更				
		児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	家 庭 引 き 取 り	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	
里親に委託された児童		11	2	1	14	1	2	0	0	0	2	5	10	7	1	1	9	58
里 親 の 種 類	養育里親	8	0	1	9	1	0	0	0	0	1	3	5	6	1	0	7	40
	専門里親	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1
	親族里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	13
	縁組里親	2	2	0	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
ファミリーホーム		1	4	0	5	1	0	0	0	0	3	2	6	1	0	0	1	22

令和5年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保C管内)

		新規又は措置変更により 委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度 末現在 委託児童 数
						解除						変更						
		児童 福祉 施設	家 庭	そ の 他	計	家 庭 引 き 取 り	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	
里 親 に 委 託 さ れ た 児 童		1	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	3	3	1	0	4	16
里 親 の 種 類	養 育 里 親	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	4	11
	専 門 里 親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親 族 里 親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	縁 組 里 親	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
フ ェ ミ リ ー ホ ー ム		1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	6

(3) 里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

① 里親支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を推進するため、長崎こども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名配置。

② レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数 (延)	人数 (延)	実施先	
				児童福祉 施設	里親・ ファミリーホーム
長崎	9	29	29	8	4
佐世保	6	25	6	2	0

③ 里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数	(長崎) 195 回	(佐世保) 76 回
訪問里親、ファミリーホーム数	(長崎) 42 世帯	(佐世保) 18 世帯

(4) 里親育成支援事業

<目的>

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境（里親等）での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

※長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

<事業内容>

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

① 義務的研修

養育里親研修に両センターから参加

<養育里親基礎研修>

年2回（令和5年5月21日、令和5年10月14日）

<里親登録前研修>

年2回（令和5年6月10～11日、令和5年11月29日）

<養育里親更新研修>

年2回（令和5年9月14日、令和6年1月27日）

<専門里親更新研修>

年1回（令和5年9月3日）

② 独自研修

<里親研修会>

・令和5年10月14日

<里親勉強会>

・令和5年9月30日

・令和5年12月2日

・令和6年2月3日

<未委託里親プログラム>

・令和5年7月23日

・令和6年2月18日

(5) その他

・里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する目的で設置

里親支援実務者会議（調整機関：両センター）の開催 12回

里親支援個別会議 長崎センター 4回 佐世保センター 9回

10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。
その目的は大きく次の三つに分けられる。

(1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合に行う。

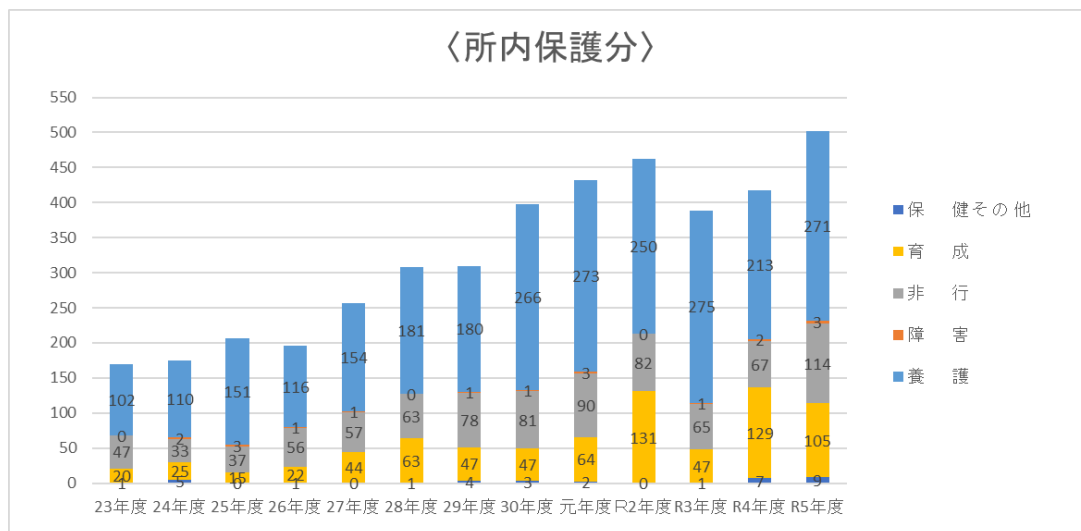
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている（日課表を長崎・佐世保各々作成している）。

令和5年度に一時保護を行った総人員は1,383人で、このうち一時保護所において保護した児童は502人となっている（前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く）。

一日平均保護人員は21.1人、一人平均保護日数は15.2日である。

委託保護した児童は881人、児童福祉施設の18ヶ所へ400人、医療機関等へ37人、里親等へ94人、警察署へ290人、その他60人となっており、全委託日数15,041日であった。



() 統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移	37
表 2	経路別受付件数の年度推移	38
表 3	相談別・経路別受付件数	39
表 4 - 1	相談別・年齢別受付件数 (県計)	40
表 4 - 2	相談別・年齢別受付件数 (長崎)	41
表 4 - 3	相談別・年齢別受付件数 (佐世保)	42
表 5	処理件数の年度推移	43
表 6 - 1	相談別・処理件数 (県計)	44
表 6 - 2	相談別・処理件数 (長崎)	45
表 6 - 3	相談別・処理件数 (佐世保)	46
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	47
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数	47
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移	48
表 10	一時保護児童の年度推移 (所内保護分)	49
表 11	相談別・処理別一時保護児童数 (所内保護分)	50
表 12	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数 (所内保護分)	51
表 13	一日平均保護人員及び一人平均保護日数 (所内保護分)	51
表 14	保護期間別一時保護児童数 (所内保護分)	52
表 15	委託先別一時保護児童数 (委託保護分)	52

表1 相談別受付件数の年度推移

年度	相談種別	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
		児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	く 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
27	長 崎	308	462	9	1		11	76	1,482	12	112	45	344	65	54	184	692	3,857
		298	410	1	1		11	76	1,481	8	99	45	153	40	43	159	193	3,018
	佐 世 保	186	346	6	2			25	429		57	16	78	47	20	60	61	1,333
		149	251	1	1			23	425		44	15	47	24	20	37	23	1,060
	計	494	808	15	3	0	11	101	1,911	12	169	61	422	112	74	244	753	5,190
		447	661	2	2	0	11	99	1,906	8	143	60	200	64	63	196	216	4,078
28	長 崎	339	829	26	3		11	72	1,329	9	134	20	309	49	76	141	1,035	4,382
		338	661	13	3		11	72	1,329	9	127	20	155	43	73	108	184	3,146
	佐 世 保	305	349	7	3			21	525	6	93	9	119	63	34	55	100	1,689
		298	332	5	3			21	522	5	87	9	105	50	31	50	57	1,575
	計	644	1,178	33	6	0	11	93	1,854	15	227	29	428	112	110	196	1,135	6,071
		636	993	18	6	0	11	93	1,851	14	214	29	260	93	104	158	241	4,721
29	長 崎	383	841	14	4	1	5	65	1,347	20	115	25	270	61	26	142	550	3,869
		382	658	6	4	1	5	65	1,346	8	112	25	147	51	22	112	249	3,193
	佐 世 保	305	312	2	2			17	516	5	79	9	66	42	32	15	93	1,495
		300	289	1				17	516	2	75	8	59	33	32	13	56	1,401
	計	688	1,153	16	6	1	5	82	1,863	25	194	34	336	103	58	157	643	5,364
		682	947	7	4	1	5	82	1,862	10	187	33	206	84	54	125	305	4,594
30	長 崎	527	867	4	5	1	2	44	1,368	28	122	21	280	66	46	192	460	4,033
		521	734	2	5	1	2	44	1,368	20	113	21	178	37	39	150	289	3,524
	佐 世 保	365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	102	1,741
		365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	98	1,737
	計	892	1,209	4	9	1	2	59	1,954	35	207	42	387	97	82	232	562	5,774
		886	1,076	2	9	1	2	59	1,954	27	198	42	285	68	75	190	387	5,261
31	長 崎	616	772	13	4	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	4,145
		609	731	5	4	3	4	72	1,415	28	112	11	177	49	94	202	390	3,906
	佐 世 保	412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972
		412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972
	計	1,028	1,179	15	5	3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117
		1,021	1,138	7	5	3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878
2	長 崎	684	782	7	1	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212
		639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968
	佐 世 保	306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790
		306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790
	計	990	1,086	7	1	1	4	72	1,913	57	196	35	517	80	149	318	576	6,002
		945	954	3	2	0	1	66	2,214	39	180	22	495	63	107	212	455	5,758
3	長 崎	646	671	5	2	0	1	50	1,638	13	73	11	400	41	58	325	382	4,316
		639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968
	佐 世 保	355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816
		355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816
	計	1,001	1,024	8	2	0	2	61	2,232	18	144	25	518	71	108	377	541	6,132
		994	1,003	6	2	0	2	61	2,232	14	143	25	481	64	104	197	456	5,784
4	長 崎	689	792	0	2	0	0	66	1,432	17	89	18	351	20	74	158	437	4,145
	佐 世 保	374	431	2	0	0	1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977
	計	1,063	1,223	2	2	0	1	82	2,024	22	175	26	458	53	113	201	677	6,122
5	長 崎	949	685	0	4	0	1	88	1,882	11	118	20	290	32	116	94	397	4,687
	佐 世 保	379	495	0	1	0	0	17	706	7	74	18	127	22	66	59	162	2,133
	計	1,328	1,180	0	5	0	1	105	2,588	18	192	38	417	54	182	153	559	6,820

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表2 経路別受付件数の年度推移

年度	経路 児相	児 童 相 談 所	都 道 府	市 町	指 定 児 童 医 療 社 機 施 関 設	セ ン タ ー 支 援	児 童 家 庭 支 援	警 察 等	認 定 こ ど も 園	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関	学 校 等	里 親	(児 童 の 通 告 仲 介 員)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
27	長 崎	62	24	1,034	209		161			10	14	98	27		1,228	144	67	791	3,869
		62	23	1,033	209		161			10	12	98	27		929	133	35	298	3,030
	佐 世 保	26	24	432	118	1	52			3	12	64	11	1	383	82	20	104	1,333
		23	18	374	115		42			3	7	34	11	1	252	61	18	101	1,060
28	計	88	48	1,466	327	1	213	0		13	26	162	38	1	1,611	226	87	895	5,202
		85	41	1,407	324	0	203	0		13	19	132	38	1	1,181	194	53	399	4,090
	長 崎	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33			1,265	129	47	1,163	4,374
		74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33			895	118	36	319	3,138
29	佐 世 保	46	20	482	129		147		4	18	107	17			409	112	39	159	1,689
		45	20	481	129		142		4	18	106	17			338	96	22	157	1,575
	計	120	50	1,493	350	1	412	1	11	54	198	50	0		1,674	241	86	1,322	6,063
		119	50	1,492	350	1	407	1	11	54	197	50	0		1,233	214	58	476	4,713
30	長 崎	84	17	1,053	218	3	344		6	26	104	27			1,198	142	47	591	3,860
		84	17	1,053	218	3	344	0	6	26	103	27	0		842	138	33	290	3,184
	佐 世 保	38	11	419	96		211			4	77	20	1		347	77	16	178	1,495
		38	10	417	96		208			4	75	20	1		286	69	2	175	1,401
31	計	122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	47	1		1,545	219	63	769	5,355
		122	27	1,470	314	3	552	0	6	30	178	47	1		1,128	207	35	465	4,585
	長 崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	28			1,260	162	48	482	4,000
		85	24	1,035	243	3	472		7	34	115	28			904	158	34	181	3,323
2	佐 世 保	68	20	460	107		313		1	5	73	23			421	63	23	164	1,741
		68	20	460	107		313		1	5	73	23			421	62	20	164	1,737
	計	153	44	1,495	350	3	785	1	8	39	189	51	0		1,681	225	71	646	5,741
		153	44	1,495	350	3	785	0	8	39	188	51	0		1,325	220	54	345	5,060
3	長 崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	51	4		1,096	227	58	401	4,123
		124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	51	4		977	216	36	317	3,884
	佐 世 保	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0		420	70	25	215	1,972
		66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0		420	70	25	215	1,972
4	計	190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	65	4		1,516	297	83	616	6,095
		190	123	1,698	319	1	934	3	11	71	161	65	4		1,397	286	61	532	5,856
	長 崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0		1,045	185	95	535	4,209
		130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0		876	178	39	427	3,869
5	佐 世 保	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1		380	91	31	167	1,790
		77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1		380	91	31	167	1,790
	計	207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1		1,425	276	126	702	5,999
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1		1,256	269	70	594	5,659
6	長 崎	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0		1,252	162	31	569	4,324
		72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0		997	157	24	488	3,976
	佐 世 保	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0		395	94	18	189	1,816
		74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0		395	94	18	189	1,816
7	計	146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0		1,647	256	49	758	6,140
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0		1,392	251	42	677	5,792
	長 崎	77	24	1,147	247	4	889	1	8	38	130	51	0		917	192	39	354	4,118
		77	24	1,147	247	4	889	1	8	38	130	51	0		917	192	39	354	4,118
8	佐 世 保	85	11	521	118	0	380	0	1	16	72	35	0		432	71	39	196	1,977
		85	11	521	118	0	380	0	1	16	72	35	0		432	71	39	196	1,977
	計	162	35	1,668	365	4	1,269	1	9	54	202	86	0		1,349	263	78	550	6,095
		162	35	1,668	365	4	1,269	1	9	54	202	86	0		1,349	263	78	550	6,095
9	長 崎	92	39	1,256	234	2	1,005	0	4	43	127	43	0		1,245	135	45	417	4,687
		92	39	1,256	234	2	1,005	0	4	43	127	43	0		1,245	135	45	417	4,687
	佐 世 保	64	17	603	103	0	411	0	3	27	73	30	0		496	95	30	181	2,133
		64	17	603	103	0	411	0	3	27	73	30	0		496	95	30	181	2,133
10	計	156	56	1,859	337	2	1,416	0	7	70	200	73	0		1,741	230	75	598	6,820
		156	56	1,859	337	2	1,416	0	7	70	200	73	0		1,741	230	75	598	6,820

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表3 相談別・経路別受付件数

		相談 種別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
			児童 虐待	その他		不 自 由 体	障 害 等	視 聴 覚 障 害 等	心 身 重 症 害	知 的 障 害	発 達 障 害	行 為 等 犯	行 為 等 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し 育 っ け ・		
児童相談所		長 佐 計	23 17 40	29 15 44					1 1	12 14 26		9 4 13		2 3 5				16 11 27	92 64 156
都 道 府 県	県)福祉事務所	長 佐 計	1 1 2	4 12 16		1 1				5 1 6				1 1 1		1 1 1		2 1 3	15 17 32
	保健センター	長 佐 計																	
	そ の 他	長 佐 計	6 6	4 4					1 1	3 3		1 1		1 1				8 8	24 24
		長 佐 計	72 35 107	76 84 160		2 2			25 6 31	840 300 1,140	2 2	2 2		19 11 30	3 2 5	36 27 63	12 3 15	35 11 46	1,124 479 1,603
市 町	市)福祉事務所	長 佐 計																	
	児 童 委 員	長 佐 計																	
	保健センター	長 佐 計																	
	そ の 他	長 佐 計	2 10 12	21 31 52					3 3 6	74 57 131	1 1	1 1		7 6 13		10 7 17	2 2	12 4 16	132 124 256
保 育 所		長 佐 計	7 7	3 3										1 1				5 4 9	1 7 21
児童福祉施設		長 佐 計	1 1	166 75 241		1 1			5 5	17 12 29		3 3		7 5 12		11 1 12	2 2	10 10	220 96 316
指定発達支援 医療機関		長 佐 計																	
認定子ども園		長 佐 計																	
児童家庭支援 センター		長 佐 計		2 2															2 2
警 察 等		長 佐 計	651 251 902	36 34 70						3 6 9		75 35 110	20 16 36	48 12 60			3 2 5	169 55 224	1,005 411 1,416
家 庭 裁 判 所		長 佐 計	2 2	1 1								1 1						1 2 3	4 3 7
医 療 機 関 及 ひ	保 健 所	長 佐 計		1 1															1 1
	医 療 機 関	長 佐 計	11 7 18	16 7 23								2 1 3		5 5 10			5 1 6	4 5 9	43 26 69
学 校 等	幼 稚 園	長 佐 計		1 1													1 1		2 2
	学 校	長 佐 計	52 20 72	28 20 48						2 2		3 5 8	1 1	24 14 38	2 2			9 4 13	118 66 184
	教育委員会	長 佐 計	2 2	3 1 4								1 1		4 4	2 2			1 1	9 5 14
里 親		長 佐 計		31 28 59						1 1		1 1 2		4 1 5			2 2	4 4	43 30 73
児 童 委 員 (通告の仲介含む)		長 佐 計																	
家 族・親 戚		長 佐 計	39 16 55	198 103 301		1 1		1 1	41 6 47	699 202 901	7 6 13	18 16 34	1 1	111 53 164	25 9 34	46 26 72	22 25 47	37 33 70	1,245 496 1,741
近 隣・知 人		長 佐 計	26 6 32	10 32 42						1 1 1	1 1 1	1 1 1		32 9 41	3 3		40 20 60	27 22 49	135 95 230
児 童 本 人		長 佐 計	10 4 14	14 11 25					3 2 3	4 2 6	1 1			9 3 12	1 1			3 10 13	45 30 75
そ の 他		長 佐 計	44 12 56	47 36 83					9 2 11	224 109 333		3 9 12		15 5 20	1 5 1	12 5 17	3 3 3	59 3 62	417 181 598
計		長 佐 計	949 379 1,328	685 495 1,180		4 1 5		1 1	88 17 105	1,882 706 2,588	11 7 18	118 74 192	20 18 38	290 127 417	32 22 54	116 66 182	94 59 153	397 162 559	4,687 2,133 6,820

表4-1 相談別・年齢別受付件数(県計)

令和5年度

相談種別 年齢	養 護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 動 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け
0歳	74	63					2								15	19	173
1歳	67	44					2	4						1	15	21	154
2歳	67	41					2	41				1		3	25	24	204
3歳	84	44					8	78	1			2		1	21	33	272
4歳	92	46					9	83	1			1		4	28	31	295
5歳	84	50		1		1	6	160				3		19	26	16	366
6歳	91	71		1			10	147	2			12		15	10	40	399
7歳	71	48					3	161		2	2	17	1	15	6	37	363
8歳	68	65					4	93	1	2	1	32	4	6	3	27	306
9歳	81	48					4	144	3	8	3	19	5	12	3	36	366
10歳	75	53					5	128	1	6		31	4	11		26	340
11歳	98	65					5	166		7	3	35	5	19		32	435
12歳	66	73					11	211	1	12	3	53	6	8		28	472
13歳	85	86		1			6	245		29	12	67	9	13	1	32	586
14歳	69	67					3	204		48	10	48	9	13		30	501
15歳	56	85					3	140	2	34	1	35	6	8		37	407
16歳	68	65					3	85	2	22	2	37	3	8		21	316
17歳	31	114		2			8	213	3	19	1	24	2	9		25	451
18歳以上	1	52					11	285	1	3				17		44	414
合計	1,328	1,180		5		1	105	2,588	18	192	38	417	54	182	153	559	6,820

表4-2 相談別・年齢別受付件数(長崎)

令和5年度

相談種別 年齢	養 護		保 健	障 害					非 行 触 法 行 為 等	行 動 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
0歳	52	38					2								7	17	116
1歳	53	29					1	4							12	15	114
2歳	51	28					2	35				1		3	12	16	148
3歳	64	27					7	56	1			2			13	25	195
4歳	68	27					8	63	1					4	17	26	214
5歳	66	32		1		1	5	119				3		17	20	13	277
6歳	66	34		1			10	118	1			9		13	7	30	289
7歳	54	22					1	122		2	2	14	1	6	3	32	259
8歳	48	32					4	79		2		24	2	5	1	17	214
9歳	59	34					3	105		7	1	10	2	9	1	25	256
10歳	47	21					5	90		2		25	4	8		17	219
11歳	70	36					3	117		5		30	3	11		25	300
12歳	45	38					9	164	1	4	1	33	1	6		20	322
13歳	56	56					4	181		12	9	48	8	7	1	24	406
14歳	43	39					3	144		27	7	31	4	6		21	325
15歳	42	47					1	89	1	27		22	3	3		27	262
16歳	40	40					3	65	2	15		24	3	1		15	208
17歳	25	68		2			7	138	3	14		14	1	4		18	294
18歳以上		37					10	193	1	1				13		14	269
合計	949	685		4		1	88	1,882	11	118	20	290	32	116	94	397	4,687

表4-3 相談別・年齢別受付件数(佐世保)

令和5年度

相談 種別 年齢	養 護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 触 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害		性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	22	25												8	2	57
1歳	14	15					1						1	3	6	40
2歳	16	13						6						13	8	56
3歳	20	17					1	22					1	8	8	77
4歳	24	19					1	20			1			11	5	81
5歳	18	18					1	41					2	6	3	89
6歳	25	37						29	1		3		2	3	10	110
7歳	17	26					2	39			3		9	3	5	104
8歳	20	33						14	1	1	8	2	1	2	10	92
9歳	22	14					1	39	3	1	2	9	3	3	2	110
10歳	28	32						38	1	4	6		3		9	121
11歳	28	29					2	49		2	3	5	2	8	7	135
12歳	21	35					2	47		8	2	20	5	2	8	150
13歳	29	30		1			2	64		17	3	19	1	6	8	180
14歳	26	28						60		21	3	17	5	7	9	176
15歳	14	38					2	51	1	7	1	13	3	5	10	145
16歳	28	25						20		7	2	13		7	6	108
17歳	6	46					1	75		5	1	10	1	5	7	157
18歳 以上	1	15					1	92		2			4		30	145
合計	379	495		1			17	706	7	74	18	127	22	66	59	2,133

表5 処理件数の年度推移

年度	処理 児相	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致等	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致 (第27条第1項第4号)	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	法第27条の3による	家庭裁判所送致(再掲)						
27	長崎	2,379	304	279	12		3	21	13	96				18	6	51	763	3,924
		1,540	304		12		3	21	13	96				18	6	51	763	2,806
	佐世保	896	133	82	17				7	48			1	5		25	150	1,364
		598	133	82	17				7	48			1	5		25	149	1,065
	計	3,275	437		29		3	21	20	144			1	23	6	76	913	5,288
		2,138	437		29		3	21	20	144			1	23	6	76	912	3,871
28	長崎	2,848	467	248	14		2	21	7	92			7	13	1	57	646	4,402
		1,612	467		14		2	21	7	92			7	13	1	57	646	2,918
	佐世保	1,083	184	119	14				6	46			5	5	1	29	187	1,679
		969	184	119	14				6	46			5	5	1	29	187	1,565
	計	3,931	651		28		2	21	13	138			12	18	2	86	833	6,081
		2,581	651		28		2	21	13	138			12	18	2	86	833	4,483
29	長崎	2,184	545	245	11		8	31	16	99			3	16		51	661	3,870
		1,508	545		1		8	31	16	99			3	16		51	661	2,939
	佐世保	821	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,491
		727	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,397
	計	3,005	779		14		9	31	31	149			3	25		77	852	5,361
		2,235	779		14		9	31	31	149			3	25		77	852	4,336
30	長崎	2,026	786	256	8		6	30	19	95			5	12		59	745	4,047
		1,517	786	256	8		6	30	19	95			5	12		59	745	3,538
	佐世保	800	399	135	3				2	9			2	7		27	256	1,693
		796	399	135	3				2	9			2	7		27	256	1,689
	計	2,826	6324	391	11		6	32	28	148			7	19		86	1,087	5,740
		5,139	6,324	391	11		6	32	28	148			7	19		86	1,087	5,227
31	長崎	1,716	920	266	21		19	36	6	112			3	19	5	50	1,071	4,244
		1,368	920	266	21		19	36	6	112			3	19	5	50	1,071	3,896
	佐世保	851	544	162	8				24	50			2	12		27	328	2,008
		851	544	162	8				24	50			2	12		27	328	2,008
	計	2,567	1,464	428	29		19	36	30	162			5	31	5	77	1,399	6,252
		2,219	1,464	428	29		19	36	30	162			5	31	5	77	1,399	5,904
2	長崎	1,836	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	4,204
		1,496	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	3,864
	佐世保	798	429	131	6				17	14			2	9	1	25	317	1,802
		798	429	131	6				17	14			2	9	1	25	317	1,802
	計	2,634	1,321	395	20		13	74	34	151			2	18	5	78	1,261	6,006
		2,294	1,321	395	20		13	74	34	151			2	18	5	78	1,261	5,666
3	長崎	1,805	777	262	10		29	52	29	104			3	16		54	1,160	4,301
		1,457	777	262	10		29	52	29	104			3	16		54	1,160	3,953
	佐世保	801	446	142	2		1	8	6	35			1	10		12	358	1,822
		801	446	142	2		1	8	6	35			1	10		12	358	1,822
	計	2,606	1,223	404	12		30	60	35	139			4	26		66	1,518	6,123
		2,258	1,223	404	12		30	60	35	139			4	26		66	1,518	5,775
4	長崎	1,669	924	257	5		11	94	29	69			5	17	2	61	1,090	4,233
	佐世保	915	481	129	1				15	11			2	6		13	371	1,969
	計	2,584	1,405	386	6		11	109	40	94			7	23	2	74	1,461	6,202
5	長崎	1,747	858	246	12		26	128	38	105			6	14	3	69	1,398	4,650
	佐世保	882	506	120	5				28	13				3		16	500	2,115
	計	2,629	1,364	366	17		26	156	51	147			6	17	3	85	1,898	6,765

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表6-1 相談別・処理件数(県計)

令和5年度

相談種別		処 理 件 数 (年 度 中)																				
		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	市 町 村 送 致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致 る	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計	
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん								入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 (再掲)	法 第 2 7 条 の 3 に よ る								通 所
養 護	児 童 虐 待	379	634	18	14		5	20	97	28	44				2				24	1,265		
	そ の 他	605	380	15			2	1	9	2	62		4		12				92	1,184		
保 健																						
障 害	肢 体 不 自 由	2																	2	4		
	視 聴 覚 障 害																					
	言語発達障害等	1																		1		
	重症心身障害	18	5	11							1							38	33	106		
	知 的 障 害	994	10	278					1									44	1,275	2,602		
	発 達 障 害	10	3															1	4	18		
非 行	ぐ 犯 行 為	40	106	7			2			12	12				1	2			6	188		
	触 法 行 為 等	4	17		2					4	4					1			1	33		
育 成	性 格 行 動	203	162	9			5	1	8	4	20							2	16	430		
	不 登 校	37	10	1															4	52		
	適 性	71	2	16															91	180		
	育 児 ・ し つ け	116	12					5	11		3								5	152		
そ の 他		149	23	11	1		12		3	1	1		2		2				345	550		
計		2,629	1,364	366	17		26	28	128	51	147		6		17	3	85	1,898		6,765		

表6-2 相談別・処理件数(長崎)

令和5年度

相談種別		処理	処 理 件 数 (年 度 中)																		
			面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	市 町 村 送 致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
													入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 (再掲)	法 第 2 7 条 の 3 に よ る						
			養 護	児 童 虐 待	337	377	7	11		5			97	25	34				2		
護	そ の 他	321	248	5			2			9	1	44		4		9			41	684	
保 健																					
障 害	肢 体 不 自 由	1																	2	3	
	視 聴 覚 障 害																				
	言語発達障害等	1																		1	
	重症心身障害	12	5	9								1						33	28	88	
	知 的 障 害	699	5	189														33	963	1,889	
	発 達 障 害	5	2															1	3	11	
非 行	ぐ 犯 行 為	26	71	4			2				6	5				1	2		2	119	
	触 法 行 為 等	2	6								1	4					1		1	15	
育 成	性 格 行 動	138	114	8			5			8	4	13						2	7	299	
	不 登 校	23	5	1															1	30	
	適 性	45		12															59	116	
	育 児 ・ し つ け	71	6							11		3							3	94	
そ の 他		66	19	11	1		12			3	1	1		2		2			271	389	
計		1,747	858	246	12		26			128	38	105		6		14	3	69	1,398	4,650	

表6-3 相談別・処理件数(佐世保)

令和5年度

相談種別		処 理 件 数 (年 度 中)																		
		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	市 町 村 送 致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん								入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 (再掲)	法 第 2 7 条 の 3 に よ る 所						
養 護	児 童 虐 待	42	257	11	3			20			3	10							7	353
	そ の 他	284	132	10				1			1	18				3			51	500
保 健																				
障 害	肢 体 不 自 由	1																		1
	視 聴 覚 障 害																			
	言語発達障害等																			
	重症心身障害	6		2													5	5	18	
	知 的 障 害	295	5	89				1									11	312	713	
	発 達 障 害	5	1															1	7	
非 行	ぐ 犯 行 為	14	35	3						6	7								4	69
	触 法 行 為 等	2	11		2					3										18
育 成	性 格 行 動	65	48	1				1				7							9	131
	不 登 校	14	5																3	22
	適 性	26	2	4															32	64
	育 児 ・ し つ け	45	6					5											2	58
そ の 他		83	4																74	161
計		882	506	120	5			28			13	42				3		16	500	2,115

表7 調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数

令和5年度

対象 区分	支援センター	調査・社会診断指導	医学診断書指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	長崎	7,138	262	7	10	973	300	365	1,452	3,525	2	6	273		1
	(再掲) 児童虐待	2,378	92	3		113	45	125	193	793	1	1	69		
	(再掲) 非行	887	60	2	4	44	1	74	152	703		3	36		1
	佐世保	1589	164	3	2	362	86	197	515	1172	1	5	254		89
	(再掲) 児童虐待	480	53			32	1	76	62	248			24		32
	(再掲) 非行	394	49	2		30		53	43	288			69		24
	計	8,727	426	10	12	1,335	386	562	1,967	4,697	3	11	527		90
	(再掲) 児童虐待	2,858	145	3		145	46	201	255	1,041	1	1	93		32
児童 保護者 その他	(再掲) 非行	1,281	109	4	4	74	1	127	195	991		3	105		25
	長崎	17,653	74	3	2				68	1,390		2	57		13
	(再掲) 児童虐待	7,695	27						42	165			17		13
	(再掲) 非行	1,548	12	1	1				1	85			2		
	佐世保	4959	10		1				10	455		7	77		
	(再掲) 児童虐待	1735	1							11			6		
	(再掲) 非行	669	3						6	11		7	38		
	計	22,612	84	3	3				78	1,845		9	134		13
児童 保護者 その他	(再掲) 児童虐待	9,430	28						42	176			23		13
	(再掲) 非行	2,217	15	1	1				7	96		7	40		
	長崎	25,675	46		19		2		42	326	1	3	26		3
	(再掲) 児童虐待	12,239	7				2		5	82	1		10		
	(再掲) 非行	1,958			3				1	53					
	佐世保	7689	11		3				31	71	2		91		
	(再掲) 児童虐待	2548	5						2	7			11		
	(再掲) 非行	801							3	9			26		
児童 保護者 その他	計	33,364	57		22		2		73	397	3	3	117		3
	(再掲) 児童虐待	14,787	12				2		7	89	1		21		
	(再掲) 非行	2,759	5		3				4	62			26		
	長崎	50,466	382	10	31	973	302	365	1,562	5,241	3	11	356		17
	(再掲) 児童虐待	22,312	126	3		113	47	125	240	1,040	2	1	96		13
	(再掲) 非行	4,393	72	3	8	44	1	74	154	841		3	38		1
	佐世保	14,237	185	3	6	362	86	197	556	1,698	3	12	422		89
	(再掲) 児童虐待	4,763	59			32	1	76	64	266			41		32
児童 保護者 その他	(再掲) 非行	1,864	52	2		30		53	52	308		7	133		24
	計	64,703	567	13	37	1,335	388	562	2,118	6,939	6	23	778		106
	(再掲) 児童虐待	27,075	185	3		145	48	201	304	1,306	2	1	137		45
	(再掲) 非行	6,257	124	5	8	74	1	127	206	1,149		10	171		25

表8 措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数

令和5年度

	区分		児童福祉施設	指定医療機関 障害者支援施設	里親	計
	児相	児相				
措置停止	長崎	5				5
	佐世保	3				3
	計	8				8
調査・診断・指導	長崎	1,329			2,391	3,720
	佐世保	2,460			1,115	3,575
	計	3,789			3,506	7,295

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

施設種別			年度		27	28	29	30	31	2	3	4	5	
児相			長崎	佐世保	計	長崎	佐世保	計	長崎	佐世保	計	長崎	佐世保	計
児童自立支援施設	県立	長崎	14	6	10	11	8	11	11	7	8			
		佐世保	8	6	4	9	5	3	5	2	3			
		計	22	12	14	20	13	14	16	9	11			
	国立	長崎	1	1			1							
		佐世保	1	1			1							
	その他	長崎												
		佐世保												
		計												
乳児院			長崎	12	7	8	10	10	8	11	8	11		
			佐世保	3	2	5	6	10	4	5	4	5		
			計	15	9	13	16	20	12	16	12	16		
児童養護施設			長崎	63	62	70	66	80	64	68	45	65		
			佐世保	35	32	36	34	29	38	24	15	27		
			計	98	94	106	100	109	102	92	60	92		
児童心理治療施設	入所	長崎	4	4	5	4	8	4	9	4	5			
		佐世保		4		2	3	3	1	2	5			
		計	4	8	5	6	11	7	10	6	10			
	通所	長崎		7	3	5	3		3	5	6			
		佐世保		6		2	2	2	1	2				
		計		13	3	7	5	2	4	7	6			
福祉型障害児入所施設 (旧：知的障害児施設)		入所	長崎	2	12	5	3	5	9	8	5	1		
		佐世保	2	1	4	1	3	5		2	2			
		計	4	13	9	4	8	14	8	7	3			
福祉型障害児入所施設 (旧：盲ろうあ児施設)			長崎											
			佐世保											
			計											
福祉型障害児入所施設 (旧：肢体不自由児療護施設)			長崎			1								
			佐世保			1								
			計			1								
医療型障害児入所施設 (旧：重症心身障害児施設)			長崎			1	1	1	1	1		1		
			佐世保				1							
			計			1	2	1	1	1		1		
指定医療機関委託			長崎											
			佐世保											
			計											
計			長崎	96	99	102	100	115	98	111	74	97		
			佐世保	48	51	50	55	52	55	36	25	42		
			計	144	150	152	155	167	153	147	99	139		

表10 一時保護児童の年度推移
(所内保護分)

年度	区分 児相	相談種別					
		養護	障害	非行	育成	保健 その他	計
19	長崎	50	1	20	37	0	108
	佐世保	51	2	7	18	0	78
	計	101	3	27	55	0	186
20	長崎	61	4	36	39	0	140
	佐世保	41	1	6	27	0	75
	計	102	5	42	66	0	215
21	長崎	58	1	31	21	0	111
	佐世保	23	1	5	22	0	51
	計	81	2	36	43	0	162
22	長崎	74	0	26	15	1	116
	佐世保	30	0	15	7	0	52
	計	104	0	41	22	1	168
23	長崎	73	0	24	10	1	108
	佐世保	29	0	23	10	0	62
	計	102	0	47	20	1	170
24	長崎	77	2	25	17	2	123
	佐世保	33	0	8	8	3	52
	計	110	2	33	25	5	175
25	長崎	97	1	26	13	0	137
	佐世保	54	2	11	2	0	69
	計	151	3	37	15	0	206
26	長崎	70	1	45	13	1	130
	佐世保	46	0	11	9	0	66
	計	116	1	56	22	1	196
27	長崎	96	1	41	32	0	170
	佐世保	58	0	16	12	0	86
	計	154	1	57	44	0	256
28	長崎	117	0	41	35	1	194
	佐世保	64	0	22	28	0	114
	計	181	0	63	63	1	308
29	長崎	113	1	42	31	3	190
	佐世保	67	0	36	16	1	120
	計	180	1	78	47	4	310
30	長崎	182	1	35	24	3	245
	佐世保	84	0	46	24	0	154
	計	266	1	81	47	3	399
31	長崎	175	2	46	35	0	258
	佐世保	98	1	44	29	2	174
	計	273	3	90	47	2	432
R2	長崎	179	0	39	85	0	303
	佐世保	71	0	43	46	0	160
	計	250	0	82	47	0	463
R3	長崎	182	1	45	69	0	297
	佐世保	93	0	20	20	1	134
	計	275	1	65	47	1	431
R4	長崎	156	1	40	98	0	295
	佐世保	57	1	27	31	7	123
	計	213	2	67	129	7	418
R5	長崎	196	3	76	74	0	349
	佐世保	75	0	38	31	9	153
	計	271	3	114	105	9	502

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み,当年度の未処理分を除く)

表11 相談別・処理別一時保護児童数
(所内保護分)

令和5年度

受付・処理 相談 支援センター		受 付			処 理								未 処 理
		前 年 度 か ら 継 続	新 規	計	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	他 児 相 ・ 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	計	延 日 数	
養 護	長 崎	5	197	202	2	0	1	0	94	99	196	2,293	6
	佐世保	0	76	76	5	0	2	0	41	27	75	1,011	1
	計	5	273	278	7	0	3	0	135	126	271	3,304	7
障 害	長 崎	0	3	3	0	0	0	0	1	2	3	11	0
	佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	3	3	0	0	0	0	1	2	3	11	0
非 行	長 崎	1	79	80	6	0	5	1	39	25	76	1,810	4
	佐世保	0	42	42	3	1	6	0	22	6	38	738	4
	計	1	121	122	9	1	11	1	61	31	114	2,548	8
育 成	長 崎	2	75	77	3	0	4	0	36	31	74	1,377	3
	佐世保	1	31	32	2	0	3	0	16	10	31	425	1
	計	3	106	109	5	0	7	0	52	41	105	1,802	4
保 健 そ の 他	長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	9	9	0	0	2	0	4	3	9	57	0
	計	0	9	9	0	0	2	0	4	3	9	57	0
計	長 崎	8	354	362	11	0	10	1	170	157	349	5,491	13
	佐世保	1	158	159	10	1	13	0	83	46	153	2,231	6
	計	9	512	521	21	1	23	1	253	203	502	7,722	19
延 日 数 (延人数)	長 崎				591	9	23	67	2,485	2,316	5,491		
	佐世保				277	83	122	0	1,052	697	2,231		
	計				868	92	145	67	3,537	3,013	7,722		

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から
処理が決定し対処するまでに要した日数をいう。

表12 年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数
(所内保護分)

R5年度

年齢区分		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
相談	児 相					
養 護	長 崎	30	67	56	44	197
	佐世保	9	25	18	23	75
	計	39	92	74	67	272
障 害	長 崎	0	1	1	1	3
	佐世保	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	3
非 行	長 崎	1	4	31	43	79
	佐世保	0	4	22	12	38
	計	1		53	55	109
育 成	長 崎	3	12	32	28	75
	佐世保	0	10	11	10	31
	計	3	22	43	38	106
保 健 そ の 他	長 崎	0	0	0	0	0
	佐世保	3	4	1	1	9
	計	3	4	1	1	9
計	長 崎	34	84	120	116	354
	佐世保	12	43	52	46	153
	計	46	127	172	162	507

表13 一日平均保護人員及び一人平均保護日数
(所内保護分)

R5年度

支援センター	区分	一日平均保護人員(注1)	一人平均保護日数(注2)
	長 崎	15.0	15.7
	佐 世 保	6.1	14.6
	計	21.1	15.2

注1) 処理・延人員 ÷ 365日

注2) 処理・延日数 ÷ 処理人員

R5年度

R5年度

期間 支援センター	1日	2日	3～5 日	6～10 日	11～ 15日	16～ 20日	21～ 30日	1か月 以上	2か月 以上	計
長 崎	37	62	56	53	25	19	33	49	15	349
佐世保	4	23	18	30	21	21	22	11	3	153
計	41	85	74	83	46	40	55	60	18	502

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

R5年度

R5年度

委託先 支援センター		児 童 福 祉 施 設																									
		あ す な ろ	み の り 園	あ ゆ み の 家	開 成 学 園	大 村 椿 の 森 学 園	穂 波 学 園	光 と 緑 の 園 乳 児 院	マ リ ア 園	明 星 園	浦 上 養 育 院	清 風 園	大 村 子 供 の 家	光 と 緑 の 園 向 陽 寮	聖 母 の 騎 士 園	希 望 の 灯 学 園	奥 浦 慈 恵 院	太 陽 寮	若 竹 の 家	福 岡 子 供 の 家	諫 早 療 育 セ ン タ ー	こ ど も 医 療 福 祉 社	医 療 機 関	警 察 署	里 親 等	そ の 他	合 計
実人員	長 崎	6	3	0	0	1	0	40	35	26	27	2	25	58	24	5	10	44	0	0	0	7	28	232	79	43	695
	佐世保	10	0	2	0	1	0	10	0	0	13	1	11	1	2	1	2	33	0	0	0	9	58	15	17	186	
	計	16	3	2	0	2	0	50	35	26	27	15	26	69	25	7	11	46	33	0	0	7	37	290	94	60	881
延日数	長 崎	90	30	0	0	1	0	1,189	1,199	1,442	422	17	842	1,730	765	22	422	1,181	0	0	0	146	1,296	243	672	723	12,432
	佐世保	94	0	115	0	1	0	326	0	0	307	25	131	36	37	9	48	617	0	0	0	582	64	41	176	2,609	
	計	184	30	115	0	2	0	1,515	1,199	1,442	422	324	867	1,861	801	59	431	1,229	617	0	0	146	1,878	307	713	899	15,041

注) 年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から委託を解除するまでに要した日数

女 性 支 援

〔女性相談支援センター〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

() 女性相談について

これまで、「売春防止法」に基づき婦人保護事業として女性支援が行われてきたが、様々な問題を抱える女性を支援するため、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月1日に施行された。

それによって「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」に名称が変更になった。

「婦人保護事業」も「女性支援事業」として、様々な問題を抱える女性の支援を行っていく。

1 女性相談（女性支援事業）とは

(1) 根拠法等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年制定）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定）

人身取引対策行動計画（平成16年12月）→人身取引対策行動計画（2009・2014・2022）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定）

(2) 女性支援事業の対象者の範囲

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

DV被害者（配偶者からの暴力を受けた者）

* 配偶者とは）事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。

関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。

* 暴力とは）身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。

人身取引被害者

ストーカー被害者



2 女性相談の実施機関

(1) 女性相談支援センター（長崎こども・女性・障害者支援センター）

都道府県における女性支援事業の中核機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、援助、一時保護及び啓発活動を行なう。

なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、女性相談支援センターの兼務職員が配置され、女性相談支援センター所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。

地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

（長崎／佐世保こども・女性・障害者支援センター）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成 14 年度から旧婦人相談所（現長崎こども・女性・障害者支援センター）に、平成 19 年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成 23 年 4 月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は 4 か所となった。

3 相談業務の内容

(1) 電話相談

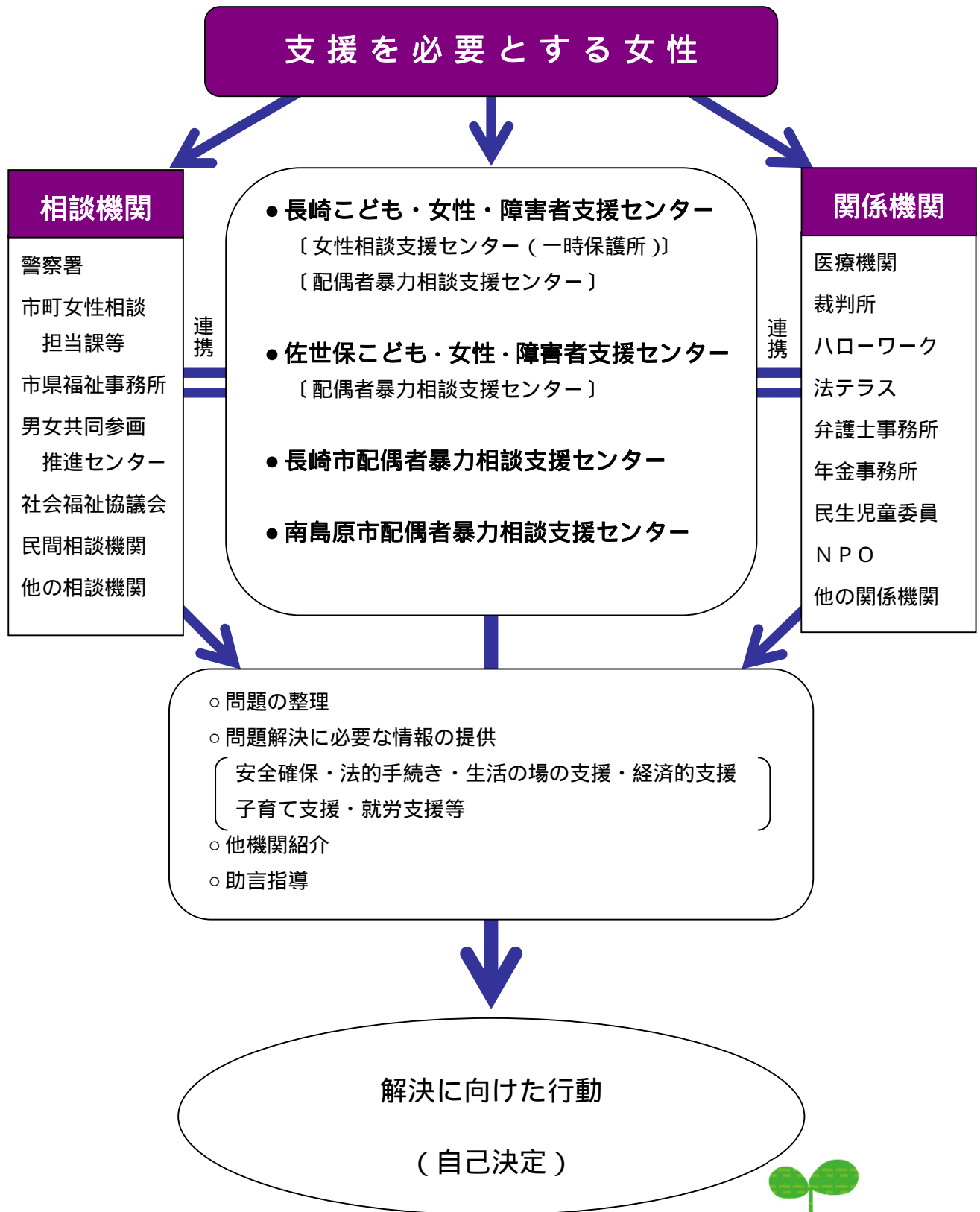
誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・情報提供、他機関紹介等を行う。

(2) 来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、出張相談等に応じることもある。

4 相談支援の流れ

次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。

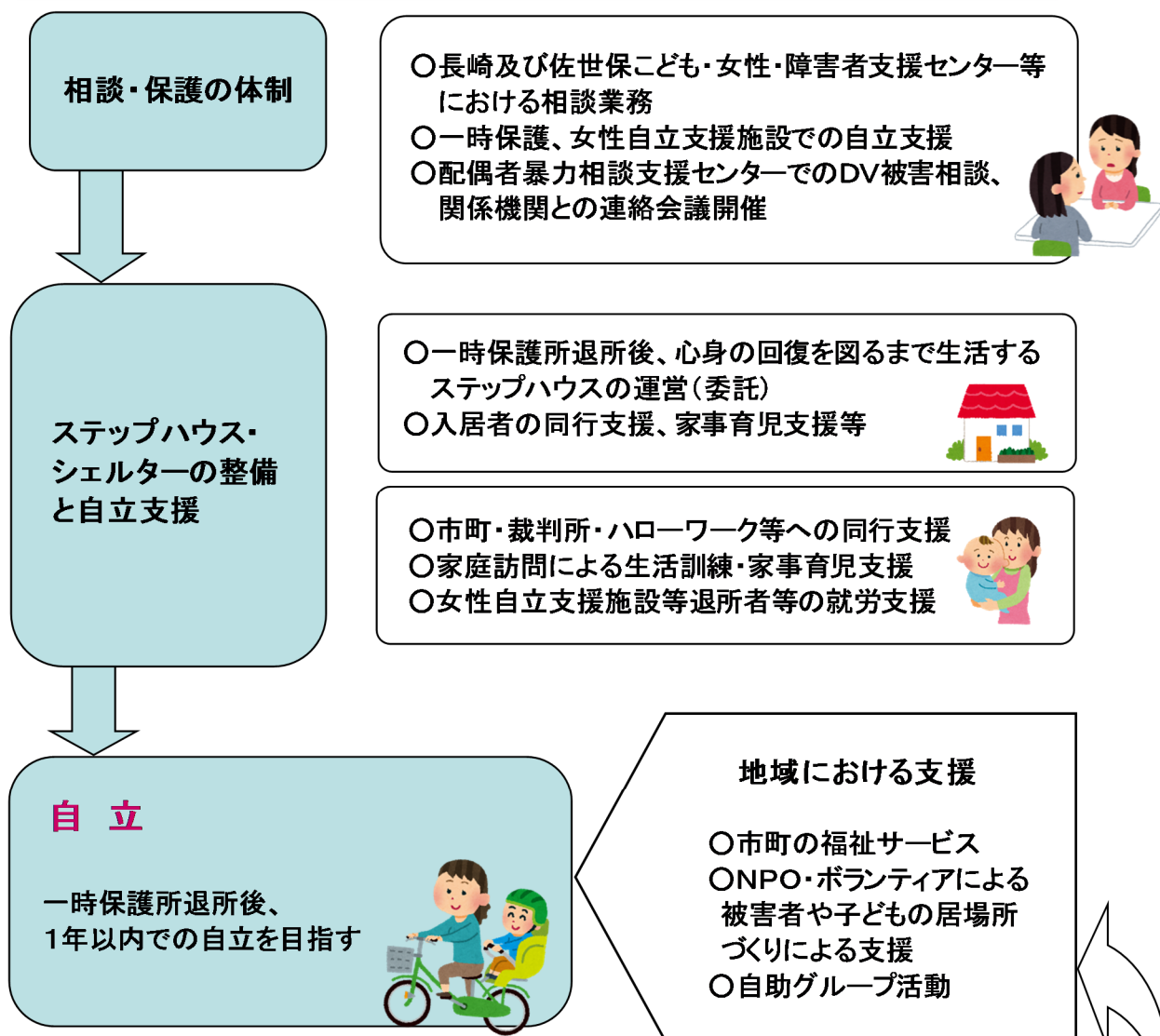


(1) 長崎モデル

「長崎モデル」とはDV被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。

(H17～訪問教育、H18～保育士配置、H21～退所者等就労支援、H22 屋内体育館整備、H22～24 光交付金活用による支援拡充)

1. 相談から自立までの切れ目のない支援



2. DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

- 中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- DV家庭で育った子どもへの心理ケア

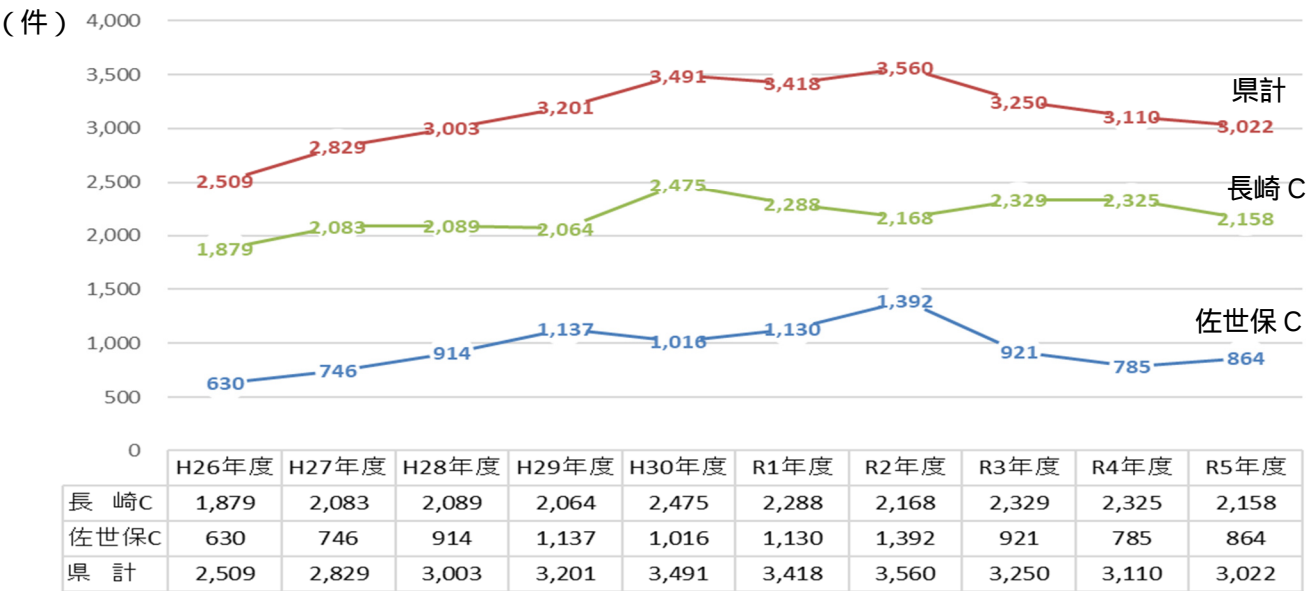


()相談事業の概要

1 相談件数等の推移

(1) 相談件数の推移

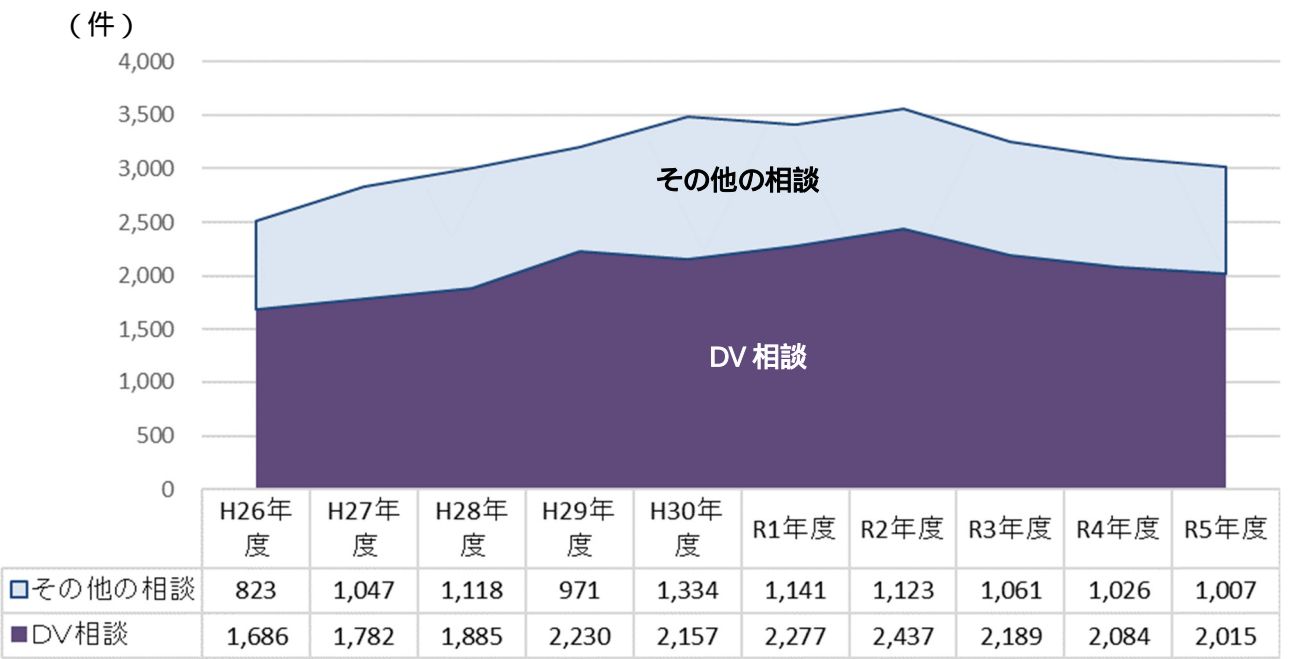
平成25年度以降、県全体の相談件数は増加傾向にあった。令和2年度をピークに、減少傾向にはあるが、引き続き3千件を超えた数で推移している。



(2) DV相談の推移

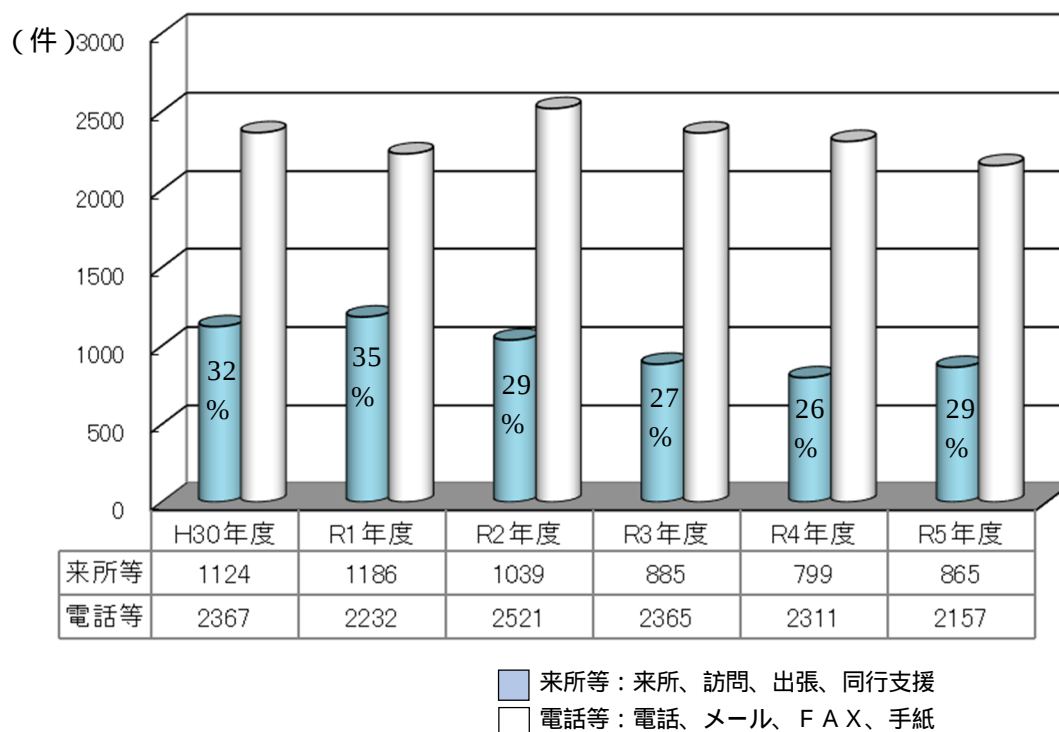
令和5年度のDV相談は前年度に続き減少しているが、全体の相談件数の66.7%にあたる2,015件がDVに関する相談となっており、割合的には近年ほぼ変わらない数値で推移している。

* DV防止法上では、DVとは、パートナー（配偶者、内縁関係、同居している交際相手）や元パートナーから受ける暴力（身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む）のこと。



(3) 相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを心がけている。これまで相談件数の約3割が来所等での相談となっていたが、新型コロナウイルスの影響もあってか、来所等での相談が減少傾向となっていたが、令和5年度から戻りつつある。

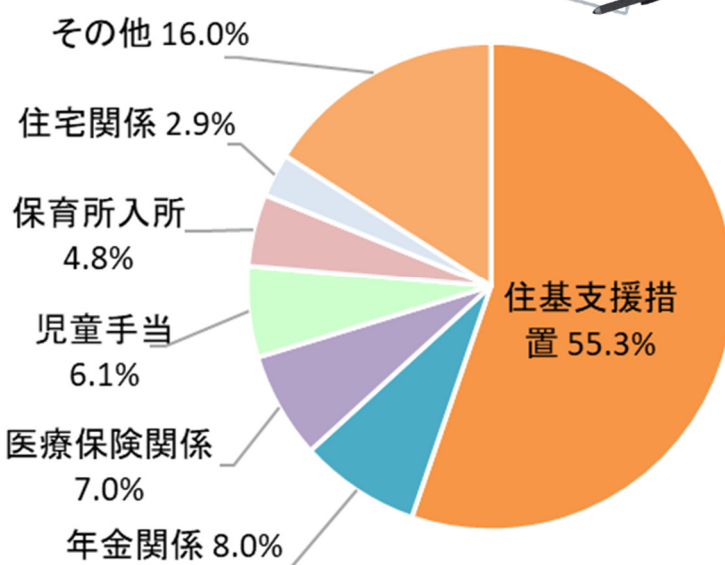


(4) 証明書交付

DV被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付している。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、多くの被害者支援の根拠に用いられている。

令和5年度は313件の証明書を交付した。

発行目的	長崎C	佐世保C	県計
住基支援措置	136	37	173
児童手当関係	7	12	19
医療保険関係	18	4	22
年金関係	12	13	25
住宅関係	6	3	9
保育所入所	3	12	15
母子寡婦法	0	0	0
その他	37	13	50
計	219	94	313



2 相談の内訳

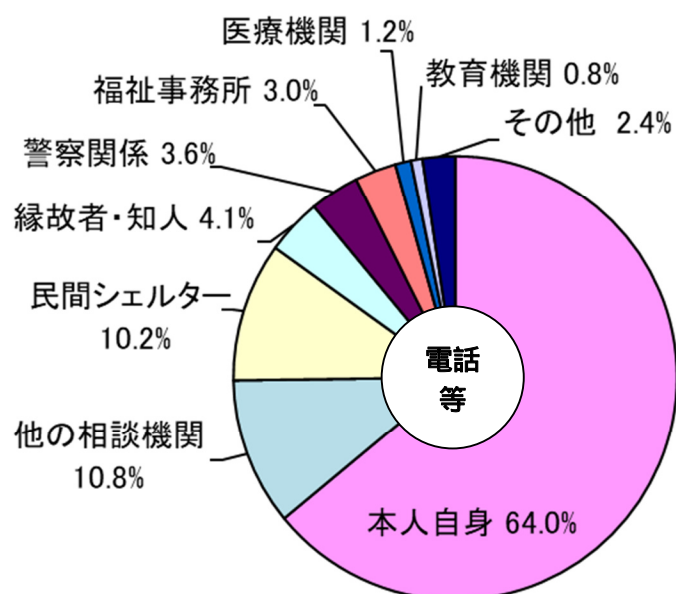
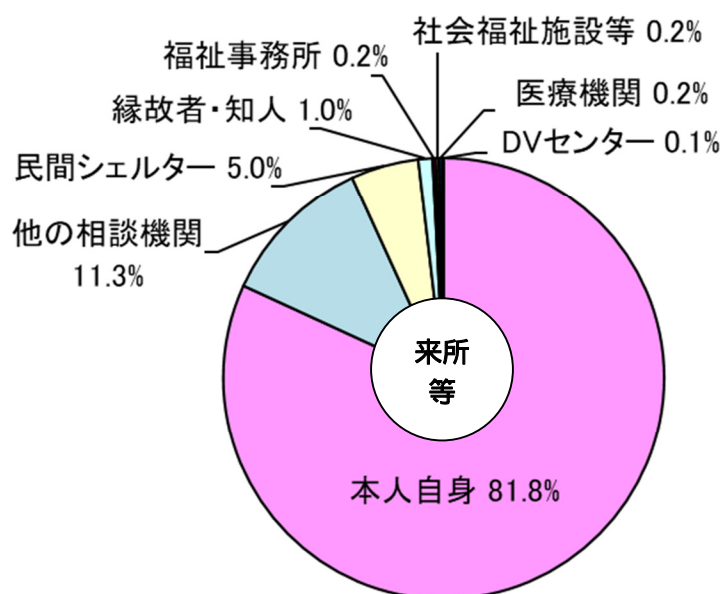
(1) 相談経路（相談者）

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援につなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	民間シェルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
来所等相談	長崎C	553	0	0	0	0	0	0	1	68	1	2	35	8	1	0	669
	佐世保C	155	0	0	0	0	0	0	1	30	1	0	8	1	0	0	196
	県計	708	0	0	0	0	0	0	2	98	2	2	43	9	1	0	865
電話等	長崎C	972	67	6	15	0	0	1	50	181	5	23	84	68	6	11	1,489
	佐世保C	409	11	2	3	5	1	9	15	51	0	2	135	20	3	2	668
	県計	1,381	78	8	18	5	1	10	65	232	5	25	219	88	9	13	2,157

* 来所等相談には、訪問、出張、同行支援を含む

* 電話等相談には、メール、FAX、手紙を含む

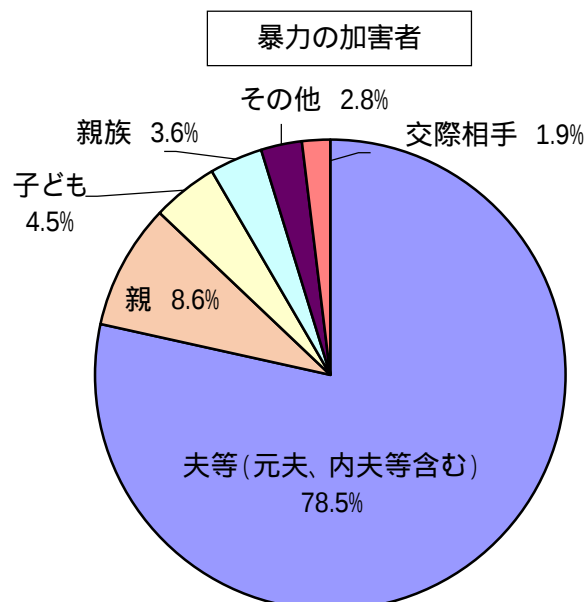
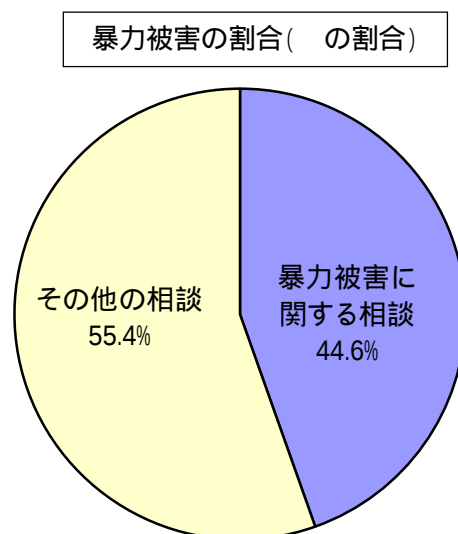
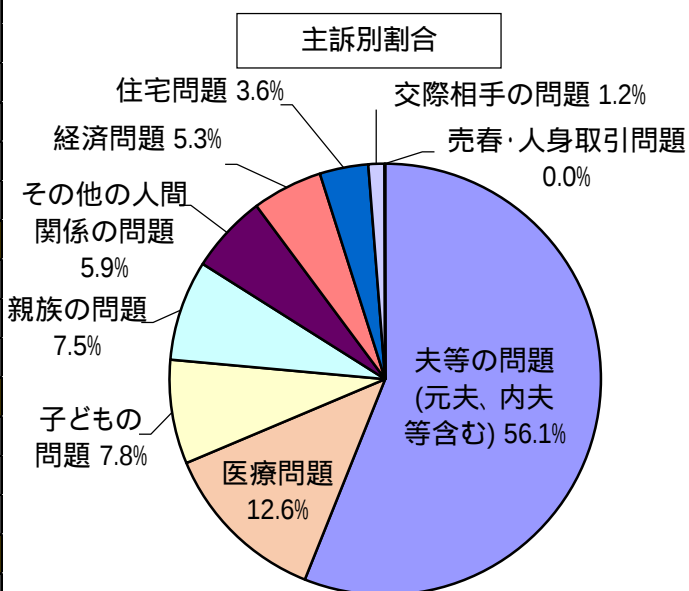


(2) 主訴

主訴の56.1%が夫等（元夫、内夫、同棲の交際相手等含む）との各種問題、44.6%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、78.5%が夫等パートナーからの暴力であり、暴力被害の相談から離婚問題に進むことが多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談12件、電話相談15件を含む。

主 訴			内 訳		合計
			来所等	電話等	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	337	720	1,057
		酒乱・薬物中毒	0	0	0
		離婚問題	188	256	444
		その他	52	141	193
	夫等の問題		577	1,117	1,694
	子ども	子どもからの暴力	17	44	61
		養育困難	0	2	2
		その他	65	107	172
	子どもの問題		82	153	235
	親族	親からの暴力	30	86	116
		親族からの暴力	13	36	49
		その他	18	45	63
	親族の問題		61	167	228
	交際相手	交際相手からの暴力	10	16	26
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0
		その他	2	9	11
	交際相手の問題		12	25	37
	その他の者からの暴力		6	32	38
	男女問題		1	15	16
	不純異性交遊		0	0	0
	ストーカー被害		2	11	13
	家庭不和		4	23	27
	ヒモ・暴力団関係		0	0	0
	その他		10	73	83
	その他の人間関係の問題		23	154	177
住宅関係	住宅問題		33	63	96
	帰住先なし		3	11	14
	住宅問題		36	74	110
経済関係	生活困窮		14	36	50
	借金・サラ金		3	11	14
	求職		3	11	14
	その他		20	61	81
	経済問題		40	119	159
医療関係	病気		4	27	31
	精神的問題		28	310	338
	妊娠・出産		1	5	6
	その他		1	5	6
	医療問題		34	347	381
売春・人身取引	売春防止法第5条違反		0	0	0
	売春強要		0	1	1
	人身取引		0	0	0
	売春・人身取引問題		0	1	1
	計		865	2,157	3,022



(3) 相談者の居所別

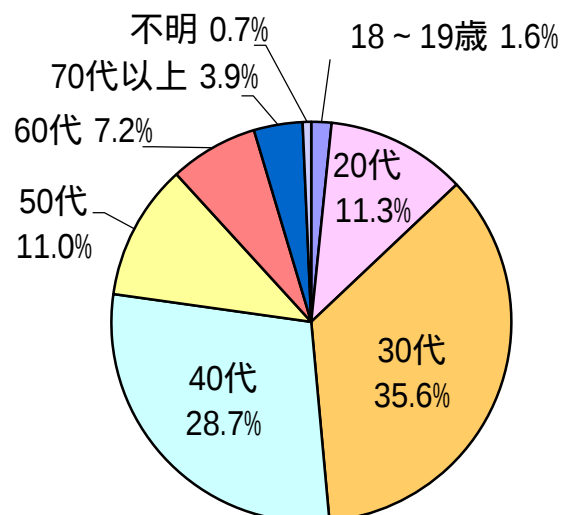
	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長崎C	1,246	57	87	171	87	13	6	1	1	30	16	44	11	91	135	2	0	2	0	1	21	74	62	2,158
佐世保C	6	559	0	0	0	39	29	0	6	1	5	1	19	0	0	13	11	28	1	79	0	38	29	864
県計	1,252	616	87	171	87	52	35	1	7	31	21	45	30	91	135	15	11	30	1	80	21	112	91	3,022

(4) 来所等相談者の詳細

年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20代、30代、40代からの子育て世代の相談数が75.6%を占めている。長年、深刻なDV被害を受け続けてきた60代、70代以上からの相談もある。

	10代 (内18 未満)	20 代	30 代	40 代	50 代	60代 (内65 以上)	70 代	80 代	不明	計
長崎C	8(0)	69	204	206	86	59(28)	28	3	6	669
佐世保C	6(0)	29	104	42	9	3(1)	2	1	0	196
県計	14(0)	98	308	248	95	62(29)	30	4	6	865

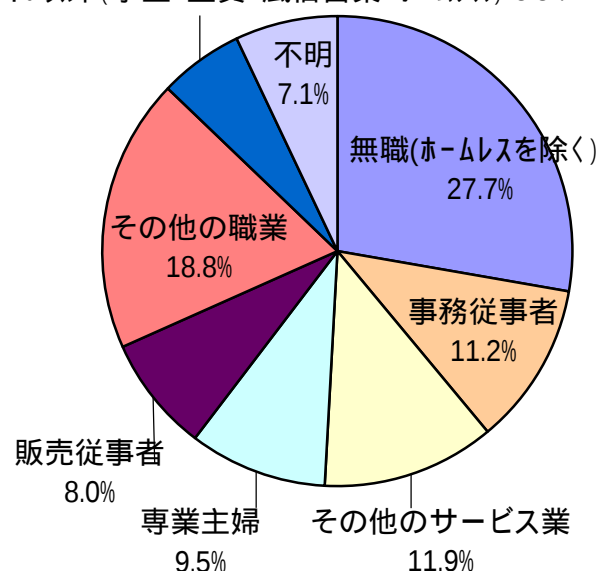


職業

無職（ホームレスを除く）と専業主婦で37.2%を占めている。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	計
				風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
長崎C	85	60	16	2	64	132	50	0	203	11	46	669
佐世保C	12	9	20	0	39	31	32	0	37	1	15	196
県計	97	69	36	2	103	163	82	0	240	12	61	865

それ以外（学生・工員・風俗営業・ホームレス）5.8%

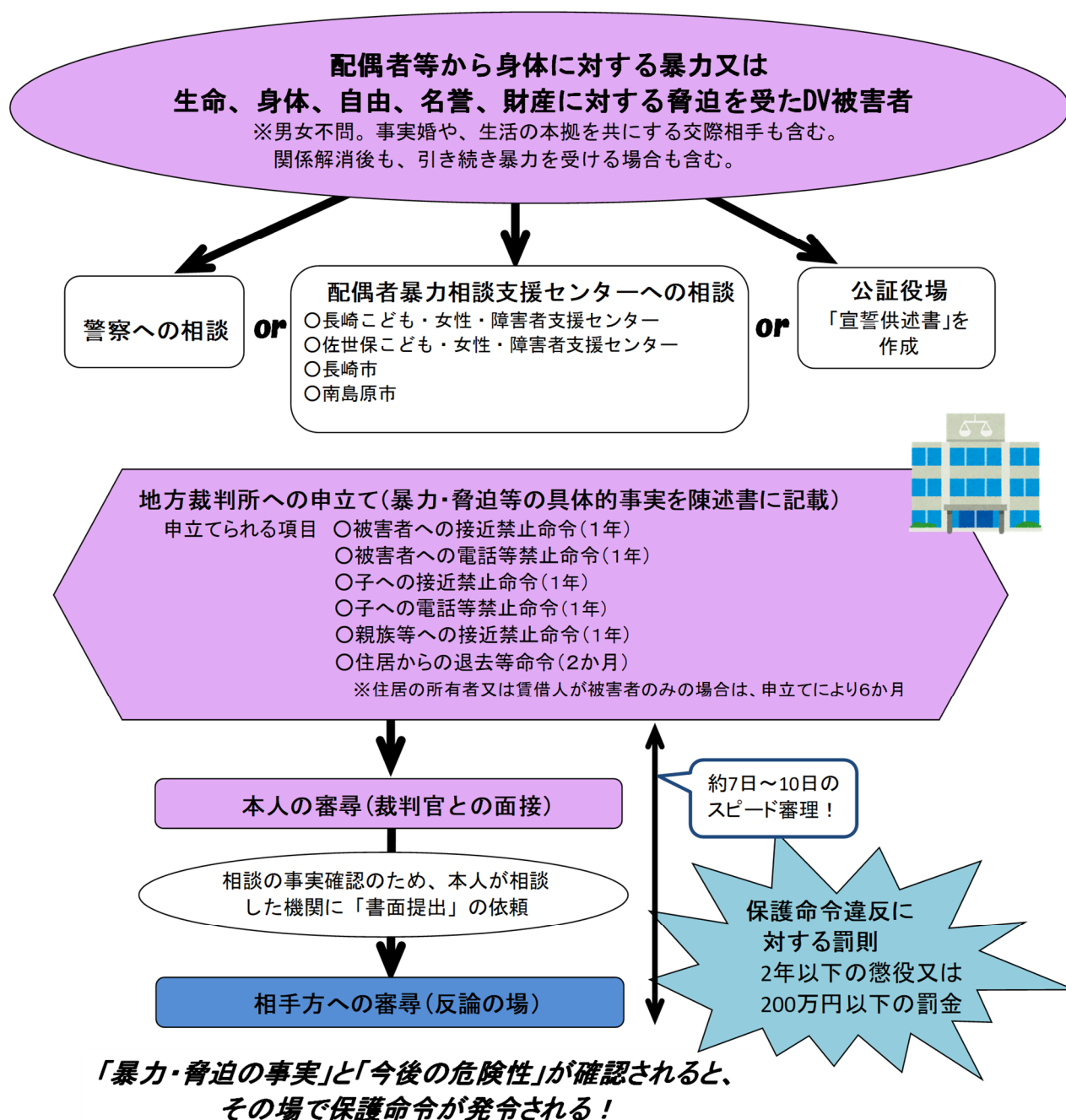


3 保護命令取扱い件数の推移

DV防止法第10条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内 容	申立書作成支援					地方裁判所への書面提出				
	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5
長崎C	26	38	16	20	15	2	2	1	0	0
佐世保C	5	5	9	2	2	1	0	0	1	2
県 計	31	43	25	22	17	3	2	1	1	2

保護命令の手続きの流れ



4 事業

(1) 弁護士相談事業

後述「一時保護 5 法律相談」に計上

(2) 民間支援団体との協働事業

平成 21 年度から民間支援団体（NPO 法人）と協働することで、DV 被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和 5 年度は NPO 法人との連携会議を長崎地区 23 回（194 ケース）佐世保地区 12 回（107 ケース）行った。

5 研修会の開催・講師派遣等

(1) 研修会（主催）



名 称	月 日	研修内容
婦人相談員等(女性相談担当職員)研修会	7 月 19 日	「DV で避難しない配偶者と子どもについて」
保護命令申立書作成支援勉強会	9 月 28 日	保護命令申立書の作成支援について

(2) 連携会議(主催)

名 称	月 日	参加機関
第 1 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	6 月 5 日	配偶者暴力相談支援センター4 機関 男女共同参画推進担当 4 機関、長崎県
県北地区女性相談関係機関意見交換会	9 月 1 日	警察・市町・民間団体・民間ヘルパー・県関係機関・両センター・長崎県 計 32 機関
県南地区女性相談関係機関意見交換会	9 月 28 日	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進担当、警察、司法関係、民間団体、民間ヘルパー、福祉事務所、保健所、長崎県 計 36 機関

(3) 講師等派遣

名 称	月 日	主 催	派遣職員
「人身安全関連事案対策専科」研修	8 月 25 日	長崎県警察本部 生活安全部 人身安全対策課	長崎センター 課長
「被害者支援員養成講座（第 21 期）」	10 月 14 日	公益社団法人 長崎犯罪被害者 支援センター	長崎センター 係長
長崎市東部地区主任児童委員研修会	10 月 18 日	長崎市民生委員 児童委員 東部地区主任児童委員	長崎センター 課長



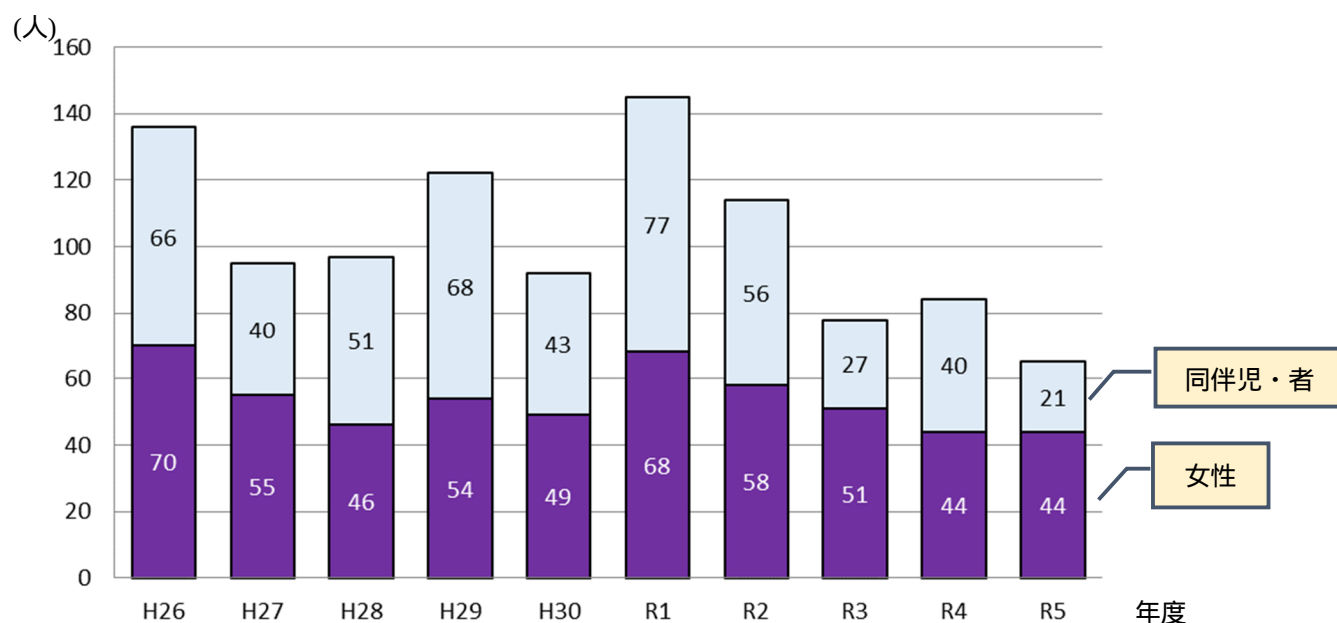
() 一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

1 一時保護の推移

(1) 入所者数

平成 24 年度には 103 名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は 50 名前後の保護となっている。令和 5 年度は、女性 44 名、同伴児・者（女性が同伴した家族）21 名と合わせて 65 名の保護を行った。



(2) 一時保護の詳細

令和 5 年度は、平均保護期間が 10.6 日、保護期間最長が 36 日と短期間で次の生活に繋げることができた。

* () は DV 被害者数を再掲

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
女 性	実人員	68(44)	58(37)	51(26)	44(28)	44(28)
	延べ日数	1033	760	511	634	466
同伴児・者	実人員	77(67)	56(48)	27(15)	40(29)	21(18)
	延べ日数	1448	767	330	532	294
合 計	実人員	145(111)	114(85)	78(41)	84(57)	65(46)
	延べ日数	2,481	1,527	841	1,166	760
平均保護期間	女 性	15.2	13.1	10.0	14.4	10.6
	同伴児・者	18.8	13.7	12.2	13.3	14.0
1日平均保護者数	女 性	2.8	2.1	1.4	1.7	1.3
	同伴児・者	4	2.1	0.9	1.5	0.8
保護期間最長	女 性	63	44	39	59	36
	同伴児・者	62	44	39	39	36
次年度へ継続	女 性	1	4	1	1	0
	同伴児・者	4	7	0	0	0

2 昨年度の状況

(1) 相談経路・主訴

一時保護となった44名の内、警察を通じて入所するケースが28件と半数以上を占めた。

また、64%にあたる28名がパートナー(夫や同棲の交際相手)からの暴力であるDVを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、42名96%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、57%にあたる25件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

相談経路	DV	その他	総計
警察関係	19	9	28
本人自身	5	2	7
福祉事務所	1	3	4
他の相談機関	2	0	2
縁故関係・知人	1	1	2
法務関係		1	1
総計	28	16	44

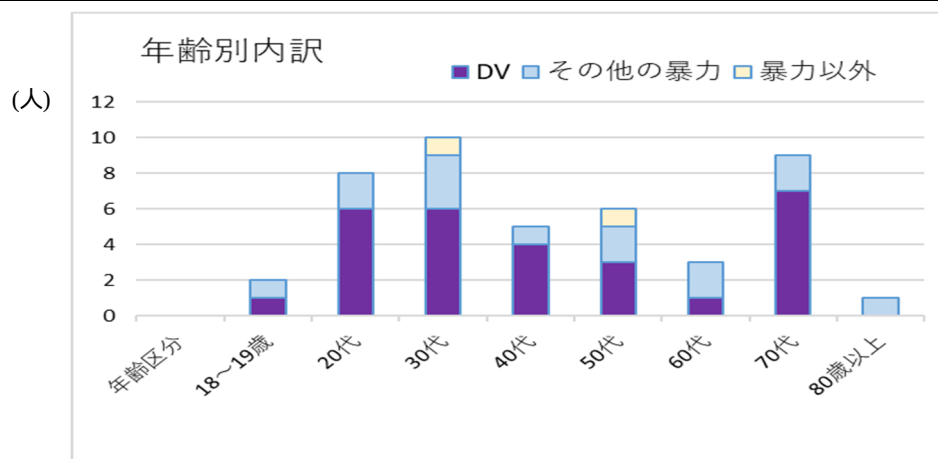
主訴			件数
暴力被害	DV	夫等からの暴力	26
		同居の交際相手からの暴力	2
		交際相手からの暴力	2
		親からの暴力	3
		子どもからの暴力	3
		親族からの暴力	4
		その他の者からの暴力	2
その他の親族の問題			1
家庭不和			1
総計			44

* DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

(2) 年齢別

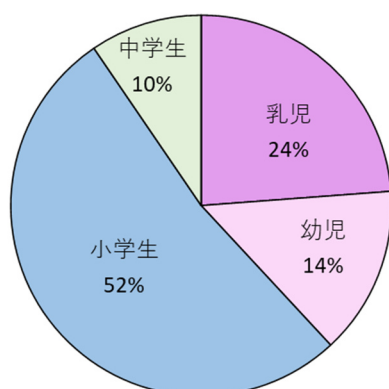
20代～30代が18名と全体の41%となっているが、その中でもDVを主訴に避難した女性については、67%を占めている。また、70歳以上は全体の20%を占め、その内訳もDVによるものが78%であり、その他も子どもからや親族から等、全て暴力を理由とする避難であった。

主となる主訴		総計	18～19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
DV	夫等からの暴力	26		6	5	4	3	1	7	
	同居の交際相手からの暴力	2	1		1					
その他の暴力被害	親からの暴力	3	1	1	1					
	親族からの暴力	4		1		1	1		1	
	子どもからの暴力	3						2	1	
	交際相手からの暴力	2			2					
	その他の者からの暴力	2					1			1
その他の親族の問題		1					1			
家庭不和		1			1					
総計		44	2	8	10	5	6	3	9	1



(3) 同伴児・者

一時保護した女性の30%に同伴児・者があり、その内、DV被害者については85%と家族を同伴する割合が高かった。一時保護した同伴児・者数は21名で、その内、小学生が52%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが4名だった。



同伴児・者詳細		人数	入所期間(日)					
			1～5	6～10	11～15	16～20	21-30	31以上
DV被害者	乳児	5	4				1	
	幼児	2	1				1	
	小学生	10	1	1	4			4
	中学生	1	1					
	義務教育終了	0						
	18歳以上	0						
	小計	18	7	1	4	0	2	4
その他	乳児	0						
	幼児	1	1					
	小学生	1	1					
	中学生	1	1					
	義務教育終了	0						
	18歳以上	0						
	小計	3	3	0	0	0	0	0
総計		21	10	1	4	0	2	4

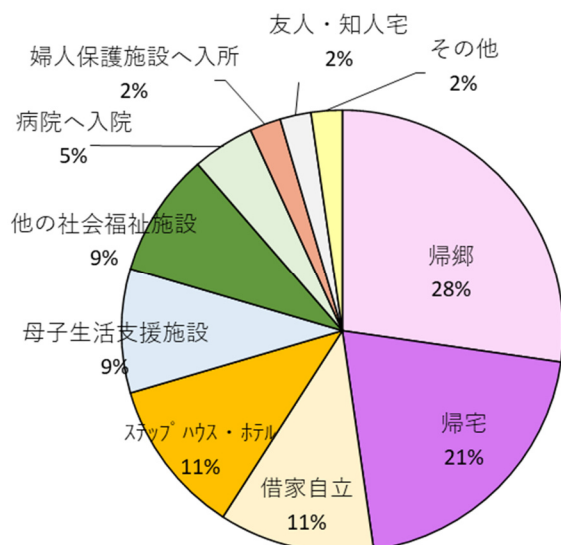
(4) 処理別 (退所理由)

処理別 (退所理由)	DV	その他	総計
帰郷 (実家、生家、親族宅等へ)	9	3	12
帰宅 (直近の住居へ)	5	4	9
自立 (アパート等への入居)	3	2	5
自費で利用できるステップハウス等(ホテル等)	4	1	5
母子生活支援施設入所	4		4
他の社会福祉施設へ入所		4	4
病院へ入院	2		2
婦人保護施設へ入所		1	1
友人宅・知人宅	1		1
その他		1	1
総計	28	16	44

(5) 出身地

出身地	人数
長崎市	19
佐世保市	6
諫早市	5
時津町	4
西海市	3
大村市	2
その他県内市町	2
県外	3
総 計	44

長崎市出身者が43%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが3件あった。



「実家や親族を頼って退所となる者」が28%、「直近の住居へ戻る者」が21%で約半数を占めた。その他「アパート等を借りて自立する者」「自費で利用できるステップハウス・ホテル等の利用」がそれぞれ11%で、「母子生活支援施設」や「他の社会福祉施設」へ移った方はそれぞれ9%いた。

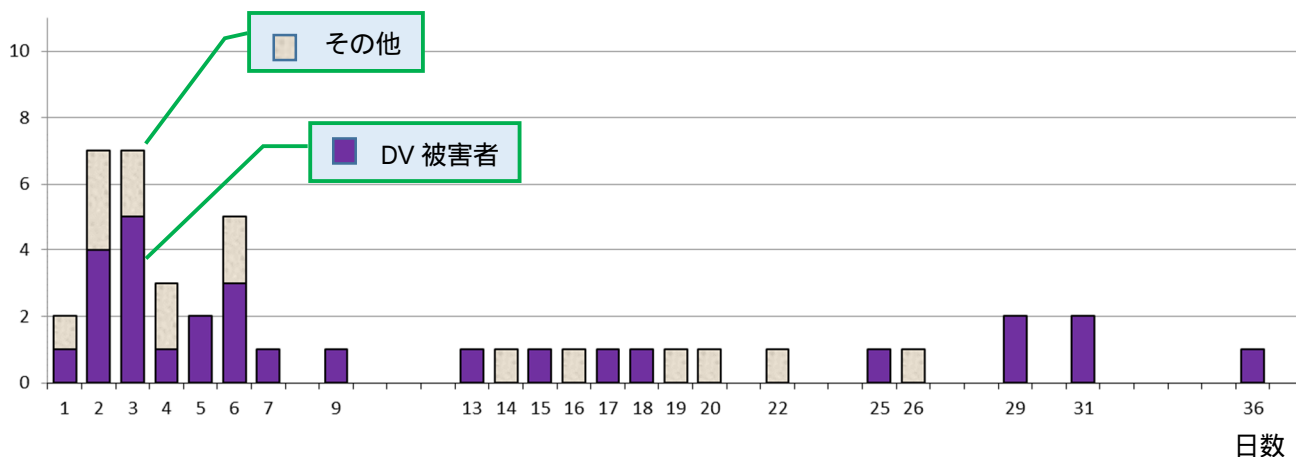
また、新生活を始めるために資金がなく、入所中に生活保護の申請をしたケースが4件だった。

(6) 滞在日数

令和 5 年度の平均保護期間は 10.6 日だった。5 日以内で退所したケースが 21 名と多く、直近の住居への帰宅が 8 名、実家等への退所が 7 名、ホテルやステップハウスへの退所、社会福祉施設等、病院へ移った者がそれぞれ 2 名となっている。

長期間の入所となったケースは、県外の母子生活支援施設への入所を希望したケースであり、施設との調整に時間を要したもの。

実員(人)



3 入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の生活向上のための講習会開催等を行っている。

(1) 心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。

そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理判定員により各種検査、心理面接を実施している。令和 5 年度は性格検査・知能検査等の心理検査を 12 件、心理面接を延べ 152 回実施した。

内 容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女 性	10	12
	同伴児	2	
心理面接	女 性	118	152
	同伴児	34	



(2) 精神科相談

心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、外来の相談者とともに一時保護の入所者も対象とした精神科医の嘱託医による相談を月2回行っている。入所期間には強い不安や不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が9名だった。

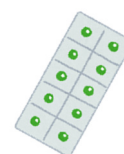
対象	診察の結果等	実人数
女性本人	要受診	9
	要経過観察	2
	医学的不介入	20
ケース相談		6
計		37



(3) 服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和5年度は11名、25%の入所者について服薬管理を行った。



(4) 法律相談（外来相談も含む）

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に1回の直接相談とともに、FAXで回答を求めるFAX相談を行っている。相談者の59%が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和5年度は5件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	6	38	1	45
FAX相談	4	16	1	21
計	10	54	2	66



(5) ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を急ぐケースが多い。そのため、平成24年度からハローワークとの一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	11	11
講座	2	8

(6) 同伴児への対応

青いノート

DVに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。学齢児以上を対象とし、令和5年度は9名に実施した。



訪問教育

一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・市教委との連携により、平成 17 年度から専任の教諭が派遣されている。平成 20 年度からは専用の学習室、平成 22 年 11 月には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。

令和 5 年度は平日 3 時限の授業を 46 日実施し、延べ 96 名の児童が参加した。

子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるとともに、保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放されるなど、訪問教育の果たす役割は大きい。



	学年	実人員	授業日数 46日 延べ 96名参加
小学	1年	1	
	2年	1	
	3年	2	
	4年	0	
	5年	4	
	6年	0	
中学	1年	0	0
	2年	0	
	3年	0	

あれこれ会

（DV被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用）

児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理判定員が行っている。

令和5年度は、9名の同伴児に延べ18回のプログラムを実施した。

家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を変えとともに、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

（7）所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。

令和 5 年度は、緊急時迅速に対応するために消防署救急隊員を講師に招き心肺蘇生法や AED の使い方を学ぶ研修会を開催した。

名 称	参加者
人命救助研修会	10 名

（8）長崎県DV被害者等自立支援事業

一時保護所退所後も、心身を癒すとともに、新生活の手続き等の同行等で自立への支援を図るため、各種手続きの同行支援等を民間団体に業務委託している。

令和 5 年度は 1 名が退所後継続して支援を受けた。

4 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への措置業務

長期にわたる更生指導・支援が必要な女性を、自力で社会生活が営めるまでの間、女性自立支援施設に措置している。令和 5 年度は女性 1 名の措置を行った。